

昭和四十年四月二十二日(木曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒松清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 八田 貞義君

理事 村山 喜一君

理事 井原 岸高君

理事 池田 清志君

理事 龜岡 高夫君

理事 武市 恭信君

理事 綱島 正興君

理事 野呂 恭一君

理事 漆 徹郎君

理事 稻村 隆一君

理事 大原 亨君

理事 橋崎弥之助君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

國務大臣 高橋 衛君

出席府府委員

人事院事務官 (総務局長) 瀧本 忠男君

人事院事務官 (職員局長) 大塚 基弘君

總理府事務官 白井 莊一君

宮内庁次長 瓜生 順良君

總理府事務官 (皇室經濟主管) 並木 四郎君

總理府事務官 (經濟企画庁長官官房長) 村上孝太郎君

大蔵事務官 (大蔵官房長) 谷村 裕君

大蔵事務官 (大蔵事務局長) 江守堅太郎君

大蔵事務官 (國有財産局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 (銀行局長) 高橋 俊英君

検事(刑事局長) 津田 實君

人事院事務官 (公平局長) 三浦 直男君

宮内庁長官 宇佐美 毅君

國稅庁次長 喜田村健三君

専門員 英木 純一君

四月二十二日

委員天野公義君、角屋堅次郎君、中村高一君及び受田新吉君辭任につき、その補欠として上林山榮吉君、大原亨君、山田長司君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員上林山榮吉君、山田長司君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として天野公義君、中村高一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

これにて質疑は終了いたしました。

○河本委員長 ただいま委員長の手元に佐々木義武君外二名より、本案に対する修正案が提出されております。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。

佐々木義武君。

○佐々木(無)委員 ただいま議題となつております経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨の説明をいたします。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。要旨を申し上げますと、原案中昭和四十年四月一日となつております施行期日につきましては、すでにその日を経過しておりますので、これを公布の日により適用しようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○河本委員長 これより原案及び修正案を討論に付するものでありますが、討論の申し出もありません。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 昨日、村山委員のほうから内閣の助言によるところの天皇の国事行為についていろいろと質問をしたわけですが、その中になおちょっと疑問になる点がございますので、お聞きをいたしたいと思います。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 昨日、村山委員のほうから内閣の助言によるところの天皇の国事行為についていろいろと質問をしたわけですが、その中になおちょっと疑問になる点がございますので、お聞きをいたしたいと思います。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 昨日、村山委員のほうから内閣の助言によるところの天皇の国事行為についていろいろと質問をしたわけですが、その中になおちょっと疑問になる点がございますので、お聞きをいたしたいと思います。

○河本委員長 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

昭和四十年四月二十二日

内閣委員会

第三十六号

第一類 第一号

(五〇五)

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

第一類 第一号

お聞きをする場合に、整理としてわかりやすいと思ひますので、いろいろの字からお伺いをいたしたいと思ひますが、いわゆる内閣の助言というこの表現は、どういふ範圍のものであり、どういふ性質のものであるかという点からお聞きをしたいと思ひます。

○宇佐美説明員 たいだいま御質問の内閣の助言と承認という範圍でございますが、憲法第七條に列挙してございます十項目の天皇の權能に属しまする助言と承認ということで、助言と承認と重なるおあります、これは法制局の見解をまつところでありまして、同様の意味といふふうに解せられておると思ひます。また、憲法上に規定されておるものはその限度であらうかと思ひますが、しかし、たとへば憲法上の委任事項に関する特別の法律という問題につきましても、同様に内閣の助言と承認を要するといふような解釈になっておると思ひます。

○田口(誠)委員 あとの質問者が来ましたので、私はこれだけでしほつて急いで質問をいたしたいと思ひますが、ただいま答弁のありました内容につきましても、村山委員のほうから昨日質問があつて、そして次長のほうから答弁があつたわけでありまして、そこで私がお聞きしたいのは、憲法七條による十項目によるもの以外には、これは私事というように解釈してもいいのかどうか。昨日の質問では、私事の範圍についての一応の答弁はあつたわけでありまして、この十項目以外のものは全部私事であるかどうかという点について、お伺いをいたしたいと思ひます。これは三條の關係としていろいろございまして、七條、八條の關係、この内閣の助言と承認によつてという項は十項目に分けられておる、これを中心にお聞きをしておるのですが、その他八條とか、また閣連をしておる条項に加わつておるものは、これは私は承知しておりますので、それ以外のものはこれは全部私事というふうに考えていいかどうかということですが。

○宇佐美説明員 憲法第七條、それからいまお断

わりがございましてその他の憲法上の条項につきましても、二、三内閣の助言と承認が當然要ると解せられるものももちろんございしますが、その他のものは一切私事であるといふふうには分けておりませんので、その他天皇として公的な事実上の御行動といふものがあらうと思ひますのでございします。たとえば各國の元首に公電を發せられるとか、その他公的な色彩を持つた行事がございしますので、純然たる私事に属せざるやうに公的な行事があるといふのが、たいだいまの解釈でございます。

○田口(誠)委員 ちよつと議事進行について申し上げますが、苗ヶ久保委員が宇佐美長官に来ていただいておるのは時間上制限があるやうですので、私の質問を中座して、苗ヶ久保委員に質問を交代したいと思ひます。

○河本委員長 苗ヶ久保重光君。

○苗ヶ久保委員 宇佐美長官にお出かけを願つたのは、宇佐美長官はかつては政府委員として當委員會にすつと御出席をしておられたと記憶するものでありますが、いかがでありますか。

○宇佐美説明員 従来の例は、私の前の長官の時代から政府委員にお願ひしております。次長と經濟主管が、宮内庁からは常に政府委員になっておるわけでございます。

○苗ヶ久保委員 あなたが長官になられて以来は、一度も政府委員として當委員會にいらしては国会に出たことはいない、こゝろのうのですか。

○宇佐美説明員 そゝういふふうには記憶いたしてお

○苗ヶ久保委員 皇室關係の、たとえば今度の皇室經濟法ないしは施行法、その他かつては新しい宮殿の造営等に関するかなり重要な問題を論議するのでございしますが、そゝういふ場合に、長官が政府委員とならないで、次長をして政府委員とさせている理由をお聞きしたいと思ひます。

○宇佐美説明員 これは前長官の時代からそゝういふふうな扱いになっておりましたが、もちろん宮内庁ひとりできめるわけではなく、政府とも御相談の上でございしますけれども、やはり陛下のいろいろ

の御行動あるいは儀式、いろいろな点で、そゝういふ場合に出席しなければならぬことが多いわけでございますので、いつも政府委員でありながら国会に出席できないといふやうな状態が多くなりがちでございますので、一応政府委員といふものをはずしておるわけでございます。しかしながら、差しつかえない限りでございします。国会に出席いたしなすことは當然でございしますので、そゝういふふう

○苗ヶ久保委員 私そのことをお尋ねするのは、実は従来皇室に関するところについては、社会党といふこともできるだけこれは触れないで、なるだけ皇族一家をそつとしておきたいといふ気持ちがあるわけでありまして、しかし、やはり今日の社会情勢の中で、私どもは皇室のあり方ないしは皇族のあり方について無関心であり得ない。長官が政府委員として當然国会に皇室關係の議案の責任を負うといふ形が、これはあるべきであつて、普通の官庁の場合には、大臣ないし事務次官は政府委員として出席になるけれども、事務次官は普通の官庁では政府委員になっておりません。これは国会にその行政の長官が責任を負う、次長は内部にあつて内部の行政責任を負うといふ形をとつておるの、実例でございします。宮内庁だけが長官の政府委員をはずして、次長にこれをやらしておる。もちろん次長だからいけないとは言ひませんが、けれども、少なくとも皇室と国民、国会という立場から考えれば、私は当然長官みずからが政府委員として全責任を負つて、国会にその責任の所在を明らかにすべきだ、こゝろのうのです。私は先般長官の出席を要求したところが、宮内庁からの返事で、政府委員は次長がやつておるのだ、長官はできるだけ出たくないかのような返事を聞いたのです。私は、もちろん次長でもそれは差しつかえない面もあるけれども、少なくともいま言つたやうに、他の行政府はそれぞれ長官が責任を負うのに、宮内庁に限つてそゝういふ措置をとるといふことは、天皇の國事があるといふことも——私は、天皇の國事といふことも、今日では国会の審議をこえるもの

でないと思ひます。したがつて、この辺、あなたは、あなたの長官時代に、もちろん次長も政府委員としてそのまゝいていければ、長官みずから当然政府委員として国会に責任を負うべきだと思ひますが、いかがでございします。

○宇佐美説明員 私は、もとより宮内庁の長として国会に対して責任を負うといふ立場にあることは疑いのない、問題のないところであると思ひます。ただ、ほかの役所と違ひますところは、陛下のいろいろな御行事、御行動その他の場合におきまして、おそばへ出ていなければならぬ場合が多いわけでございます。したがつて、国会開会中いつもかわりの者で出すといふことにもいろいろ難点も出てまいりまして、いままでのやうな取り扱いになつたことと思ひます。そゝういふ点からでございしますが、できるだけ差し繰りまして、御通告があれば出席するように努力いたしてゐるつもりでございします。この扱いにつきましても、政府のほうとも相談いたしましたが、従前とおりのこととございします。御質問の点もございしますので、政府のほうとも今後よく相談いたしたいと思ひます。

○苗ヶ久保委員 もちろん国会は、通常會が御承知のやうに百五十日という長期にわたる会期を持つております。しかし、皇室關係の議案といふものは、そゝうたくさん出るものではありません。したがつて、宮内庁長官が天皇の國事をされることに支障を生ずるほど国会に出ることは、實際問題としてないと思ひます。でありますから、私は、ややともすると従来の皇室ないしは、天皇といふ一つの隠れみののものと——これは宇佐美長官がそゝうであるとは申しません。かつて長い間そゝういふことがあつたわけですが、したがつて、いわゆる國民と新しい姿に立ち直つた皇室との關係といふものが、また後ほど指摘しますやうに、いろいろ問題も惹起しておる。そゝういふ際であるから、特に長官みずからが国会に責任を負う、これは國民に責任を負うことであります。したがつて、

そういふ要望をするわけでありませんが、総務長官
いま宇佐美長官の御答弁を聞いておりますと、政
府と打ち合わせをした際にも、政府みずからも、
いわれる現在のまま次長をして政府委員とさせ、
長官は政府委員にならぬでもよろうというよう
なお話しがあったかのように伺っておりますが、
私が先ほど申し上げましたように、私ももと
は、国民の名において行なうこの国会の審議に、
当然宮内庁の責任者である長官みずからが政府
委員として——もちろん天皇の国事その他につ
いて万やむを得ない場合には、次長が政府委員で
ありますから、次長がかかることは当然でありま
すが、現在の段階では、次長が当然出てきて、こ
れらに要求しなければ長官は出て来ぬ。これは
要則であります。私は、国会の立場から、これは
あくまでも要則であつて了承できぬ点でございま
すが、担当長官である総務長官は、いま宇佐美長
官はさらに検討してとおっしゃつておるようで
ありますが、政府を代表しての御見解を承つてお
きたいと思ひます。

○日井政府委員 私、ただいま宇佐美長官が
答へ申し上げましたように、やはり宮中において
いろいろ行事とかあるいは天皇に奉仕するとか、
いろいろそういうことがありのたために、そちら
のほうを代理させることが必要ではないか、こ
ういふような配慮から、むしろ例外的に次長が政府
委員となつて、長官が政府委員でないということ
になつておるようでございますけれども、なお、
この点につきましては、私のほうでもよくひと
つ検討いたしてみたいと思ひます。

○蓄ケ久保委員 ぜひひとつ検討してもらいた
いと思ひます。それは、後ほど触れますが、
一部に今後の皇室のあり方に対する問題点が
あります。そういうことを考えますと、これはや
はり国民全体に対して天皇というものがいかにあ
るべきかという問題でありますけれども、そ
ういふことを国会を通じてはつきりする。それには
やはり長官みずからが責任を負つていただくとい
ふこと。それは先ほど言つたように、何も常時来ても

らうということではなくて、次長、長官ともに政府
委員ならば、差しつかえある場合には、次長がこ
れを行なうことは当然であります。しかし、やは
りいふ言つたように、長官みずから政府委員とし
て、常に天皇一家というか、皇室に対して、国民
に対して責任を明らかにするということ、私は
特に要望したいと思ひます。これはぜひ
御検討願ひたいと思ひます。

さらに、観点を變えてお尋ねいたしますが、現
在この委員会にも憲法調査会の廃止に関する法案
が出ておりますが、長い間の時間をかけて憲法調
査会は、いろいろな観点から現行憲法に対する検
討を加えてまいりました。その中でいふゆる改憲
論者と称される一部の方々の主張をすつと見てお
りますと、いろいろな問題点がありますけれども、
要約すると二点になると思ひます。一つは第一
条の天皇の地位の問題、第二点は第九条の戦争放
棄の問題、この二つが大きな柱となつてゐるよう
であります。いまここで第九条の問題は問題にい
たしません、第一条の天皇の地位に関する問題
点としては、いま問の象徴という形で、いふゆる
政務の一切からその責任を引かれて、国事を代表
するといふ立場にいらつしやる天皇をして、再び
旧憲法下の元首天皇としての地位に戻したいとい
う空氣が、いふゆる保守党の一部にも根強くあ
ります。また、これをバックアップする一部の學者
の中にもあるようであります。憲法改正の主眼点
は、いま言つたようにその二つに要約できる。こ
のことは宇佐美長官もおそらく御承知だろうと思
ひます。私には、現在この天皇が国の象徴として
お尋ねしたいのは、現在の天皇が二十二年、私ども
からすれば、たびたび指摘するやうに、まだまだ
天皇の生活に対してかなり大きな制肘があつて、
はつきり申し上げれば、お氣の毒だといふことば
で表現できる事態がたくさんあると思ひます。幸
い皇太子御夫妻は、天皇からするとかなり
自由な立場をとられ、しかもそれぞれ自分の意
思による行動もあるようではありますが、天皇はい

わゆる國の象徴という立場から、あるいはまた古
い教育を受けられた立場から、かなり不自由であ
るし、人間としてはまだまだかなり制約されてい
る、こゝういふように私は感ずるのであります。そ
れが再び元首といふことになりまして、これはい
ふゆる政治的な面における問題をもつと大きな問
題があります。天皇自体もえらい、さらに強い
制約と非常な負担がかかつてゐる。こゝで宇佐美
長官にお伺ひしたいのは、あなたはもろろん戦後
の宮内庁長官でありましたが、当然戦前の、
いふゆる旧憲法下の宮内省ないしは天皇の狀態も
御承知であります。あなたは天皇に常時奉仕する
立場の責任者として、旧憲法下の天皇の狀態とい
ふの憲法下における天皇の狀態は、どちらが望ま
しい姿であるかといふ点についての御見解を承り
たいと思ひます。

○宇佐美長官 旧憲法と新しい憲法との間に
おきます天皇の御地位、御生活等についての御
質問でございますが、こゝで憲法についての論議
をいたす私の立場でございせんが、もろろん旧
憲法の時代の御生活も詳細には存じませんけれ
ども、少なくとも戦後におきます皇室の御生活と
いふものは、非常に自由になつてきてゐるとい
うことは、はつきりとお出でとおると思ひます。こ
ゝで、もろろん、非常な窮屈なことが昔ございま
して、そゝういふことがだんだんと減つてきて
自然のこと、私どももそのほうがいいと思ひ
ております。しかし、皇室におきます天皇、皇族
といふ方々の御地位、要するに日本国民の統合の
中心としての御地位といふことになりまして、ど
うしてもある程度の御不自由といふものはしかた
ない。これは總理大臣でありましようとも、大
きな会社の社長でありましようとも、その地位とい
ふものに伴う自然の制約といふものはどこでもあ
ることでございます。これが全然関係のない一
庶民とは違ふといふことだけは明らかでございます。
ですから、そゝういふ意味におきましてやはり
一定の眼界がございまして、自然な姿にあ

られるといふことは、私は大事なことだと思ひま
す。

○蓄ケ久保委員 私は、こゝで宇佐美長官に憲法
論議を要求してゐるわけじゃないのでございま
す。ただ残念ながら、憲法調査会の長い間の審議を
見ておりました、私もあつて社会的な立場
からだけではなくて、やはり一國民として考へる
場合に、ややもすると旧憲法への逆戻りとい
ふか——よく日本も戦後二十年、民主主義的な
教育なりいろいろな制度にだんだん習熟してま
いりまして、まだ未熟であるけれども、いふゆる人
権の尊重なりあるいは男女の平等なりその他かな
りよくなつてきたと思ひます。そこで私
がその点を指摘したのは、戦争中私もたびたび
言つたやうに一つの犠牲者でございまして、い
ふゆる天皇といふ存在を元首とし、神格化すること
によつて、私は天皇自体の生活を——いま長官も
おっしゃつたやうに、もろろん最近天皇は國民
統合の象徴でありますから、その意味における制
約は当然であります。一般の國民とは違ふのは当
然です。その点ではもろろんわかりません。しかし、
それを神格化し、何か神聖不可侵のものとして、
天皇といふ——私どももかつて学生時代に、いま
は問題になりませんが、天皇の別名、いふゆるニツク
ネーム的なことを言つたために、交番に引っぱら
れて、二十九日の豚箱生活、こゝういふことがあつた
わけですね。それは悪意といへば悪意ですが、ほん
とうの若い時代のそのときの氣持で出たことば
が、はからずとも聞かれて、そのためにだけ二十九日
も留置されたといふ経験もあるわけですね。そこ
で、それがいまは幸い天皇自体も御自由になられ
たし、國民と天皇の仲もだんだんスムーズな関係
が生まれつつある。これは望ましいことだと思ひ
ます。それをまたかつての状態に引き戻そうとする根
拠の力がいま起つてゐる。それが憲法改正への
一つの方向となつてあらわれてゐる。その中で私
が心配するのは、天皇を神格化し、かつての天皇
に押し戻して、天皇自体の生活を亂すことも當然

第一類第一号 内閣委員会議録第三十六号 昭和四十年四月二十二日

であるとともに、その陰に隠れて——かつて戦争以前に天皇という神格化されたものを看板に置いて、自分たちの私腹を肥やす者、自分たちの地位を築く者、いろいろなことがあった。これは歴史を見ればはつきりしている。こういふかつてのそういう状態にあったときの権力者が、まだ盛んに残っている。そういう人たちが、財界にもあります、政界にもあります、あるいは新聞界にもあります。あらゆる面にごさいます。その力がいまや総合してそういうものを打ち立てようとしている。(「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり)これを憂うのです。

そこで、私がいま宇佐美長官にお尋ねしたのは、長官みずからもおっしゃったように、これはもちろんあなたの立場があるから、強いことはおっしゃられぬけれども、今日の天皇の実態というものは、いろいろな制約はあるけれども、非常に自由な、しかも人間としての生活を楽しんでおられるということをおっしゃっておられる。それを

もっと拡大して、ほんとうに人間の生活をしていただくというのが、私どもの気持ちであります。それを逆行する力がある。一方においては、先ほど言ったように、天皇御一家に対して非常にお気の毒な状態に逆戻りするといふ一点と、もう一点は、それをいわゆる一つの隠れみゝとして、かつて自分たちのほしいままにした権力なり利権なり、あらゆるものをまた再現しようとするこの力を、私どもはあくまでも阻止しなければならぬ。そういうことがいま起こりつつあるので私は長官に対してお尋ねしたので、長官の御答弁は、それ以上要求しても、これはなかなか答弁もできないでございまして、そこで総務長官に伺いたいが、あなたは憲法調査会廃止法案の当面の責任者でございしますが、これはただ廃止法案でありませうけれども、いま私が指摘したようなものが現実にあるわけなんです。いま自民党の議員からはそんなことはないとおっしゃるけれども、自民党の党内にそれがある。あるからこそいろいろな問題が出てきておる。これに對しまして、総務長官

の——いまいわれる天皇という一つの具体的な例をあけての質問であります、こういふ点に對する総務長官の御見解をここでひとつ承りたいと思ひます。

○日井政府委員 憲法に對するいろいろの意見は、調査会でも出ておるわけでごさいます、したがって、人それぞれによつていろいろの御意見はあろうかと存じますが、政府におきましては、もちろん現在の憲法を順守するというその責任ははつきりいたしておるのでございしますから、私どもは現在の憲法を順守していくというこゝろの責任をもつて、そのたてまえをとつておる次第でございします。

○苗ヶ久保委員 これ以上申し上げても、この段階ではそれ以上の答弁も御期待できないと思ひるのでございしますが、この問題は、あらためて憲法調査会の廃止法案に關する審議の際に、また重ねてお尋ねをしたいと思ひるのであります。

本題の皇室経済法並びにその施行法の改正であります、この点は幾人かの委員が前にお尋ねをいたしましたのであります、そうくどくは申しません。ただ、昨年この金額の増額がなされております。また本年さらになされる。さらに一面においては、成年の皇族の方が十分の一が十分の三になる。これはいわゆる世間一般の物価上昇なり生活のいろいろなあれもありまして、御承知のように、今日、あす公勞協はいわゆる半日ストをあえてしてもこれは要求を貫徹したいという熱望を持つておるわけですから、これに對して、政府当局なりあるいはそれぞれの当局者は、わずかの賃金値上げに對してもかなり難色を示している。したがつて、あるいはたをとする歴史的な問題が起り得るやうな状態にあると思ひのであります。そういふ中で、皇室の費用だからといふことで、いわゆる毎年毎年かなりのパーセンテージにのぼる皇室費の値上げ——もちろん私どもは、皇室の御費用をそうめちやくちやに割ろうとか、あるいは多過ぎるとは言ひませんよ。しかし、いわゆる世間の働く勤勞大衆、税金を納めてゐる一番大きな諸君が、この

ような非常に苦しい状態にある中で、こういふことは一度や二度は遠慮されても、決して皇室のあるいは皇族の生活が危殆に瀕するとは、私は思ひないのです。したがつて、これはよく皇室費の点などで文句を言ふと保守的な方からいろいろなことを言われまされども、それはそれとして、私はひいきの引き倒しになつてはいかぬと思ひます。やはり皇室を大事にしたいならば、国民感情というものをかなり計算しておかないと、かえつてひいきの引き倒しになるという点でございしますが、この法案をお出しになるときに、どのような見解とどういふ基礎で出されたのか、長官みずからにお聞きしたいと思ひます。

○宇佐美説明員 内廷費、皇族費は、一種の定額でございまして、法律的に金額がきまつております。この経費は、そういう意味におきまして、むやみに改定すべきものではないといふふうに私は考へております。ただ、過去の實際を見ますと、急激な貨幣価値の変動がございましたし、それから物価の変動がございました。そういう場合に、大体におきまして公務員給与の改定というやうなことがある程度の幅で行なわれます際に、皇族費のほうも、大体同額の率をもつて幾たびか改正をお願いいたしましたわけでございます。しかも、それは大体において一年ぐらゐおくれで行なわれておりました、今回も、昨年の公務員給与の改定に伴ひまして、ことしからお願ひするやうになつたわけでございます。これは、こゝろ改定の場合に、やはり皇族費も、先般後案というやうな意味から、あまり無理してはいけないといふことをいつも私におしやっておりますし、私どももそういうつもりでございまして、必要やむを得ざる限度になるべくとどめてまいつておるわけでございます。しかし、宮家の職員もおりますので、この人たちが、どうしてもともとの出発が公務員ベースよりも低いところから出発してございまして、そのつど改定をいたしまして増額にはなつておりますが、公務員と同等ということにはまだいつていないと思ひます。今回二割増額になりま

してもならないと思ひますし、なお、六月あるいは十二月の賞与等も、公務員のようなものは出ないのだからと思ひます。しかしながら、少なくとも同じやうに働いておる職員に對しましては、なるべく公務員程度の給与に早く達するやうにといふことで、お願ひしているわけでありまして、昨年もいたしましたが、実はいままで増額するときの基本的なあれは、内閣総理大臣のベースアップの率を皇族費に適用しておりますが、昨年は、その前の年において総理大臣の給与が、たしか五三%幾らか上がりましたが、昨年とことしを合わせましても、まだその率になつておりません。しかし、實際常陸宮が独立されました新しいおうちをお立てになることにつきまして、われわれは実はこまかく内容を検討いたしていきまして、宮家の会計というものは、私的経済でございまして、私どもにもほんとうのことはよくわかりませんが、常陸宮さまの計算いたしましたわけであります。そういうやうな点から、少なくとも赤字だけは出ないやうにして差し上げたといふやうな考え方から再検討いたしまして、今回もこのやうなことをお願ひしておるわけでございます。もともと皇族費は、品位保持のために必要な経費といふことになつております。しかし、品位保持の経費といふのは、なかなかこれはどういふ基礎かといふことは非常にむずかしい問題でございまして、殿下方も、自分らのいわゆる品位保持とせたいくの限界はどこかといふことをいつもお尋ねになるくらいでございまして、しかも現在の計算は経常的な経費が中心になつておまして、お住まいの大きな修理あるいは大きな御病氣の場合の臨時的な経費は、ほとんど計算に入つておりません。速記に残していかどうかわかりませんが、あるものを御処分になつてゐるやうな実情も、昨年あたり見えております。そういう点を考へまして、それでも最低の何とか赤字のお出にならない程度にお願ひしたいといふわけで、私どもは常にそういうやうな気持ち

ちで検討をいたして、国会の御審議をいただいて
おるわけでございます。

○西ヶ久保委員 予鈴も鳴ってきたやうでござい
ますが、まだいろいろお聞きしたいことがあるの
でございませう。いま長官がおっしゃったやうに、
私も決して皇室費が高いとか安いとか、そいう
ことを言っているわけではないのです。しかし、
し、国民の中には、みずから苦しみの中から税金
を納めながら、なおかついまま言ったやうに、公勞協
の諸君がたとえはいい例であつて、あしたも自分
たちの首をかけても闘争しなくちゃならぬといふ
ところに追い込まれている現実である。片一方で
は、これは一時の問題でありましたが、皇居の造
営等についても問題があつたわけですから、しかし、
これはあえて言ひました。もちろんそれは私も
は存じませんけれども、皇室なら皇室の、あるいは
皇族には皇族の苦しい点もございませう。し
かし、それはやはり国民の一人として、ある点は
私は苦しいことも御体験願つてもいいことだと思
うのです。私は、必ずしも皇族だから特別な条件
がなくちゃならぬといふことは言へぬと思つた
す。その点は、しかし、決してそれでなくちゃな
らぬとは申しません。私がこつこつと質問をするの
は、やむを得ずと、一部の非常な反動とも思われ
るやうな方々の言行なり行為が、逆に皇室と国民
との間を疎外するといふ実態があるわけですから、少
なくとも天皇家という存在がある以上は、日本の
平和と新しき憲法を守るためには、やはり国民と
密着した姿で今後あることが望ましいと思つし、
そのことが日本の将来にも大きな影響があると思
う。そつういふ点からお聞きするのであつて、決し
て天皇家に対して私どもは他意はございませぬ。
まだ質問したいことがございませうけれども、時
間もないやうでありますから、一応この辺でござ
うは私の質問は打ち切りますが、どうぞひとつそ
ういふ点も十分含まれて、特に先ほど申した
やうに、ぜひ来国会からは、政府とも御相談の
上、長官みずから政府委員として国会に責任を

負う立場をとつていただくことを要望しまして、
私の質問を終わります。

○河本委員長 本会議散会後直ちに再開すること
とし、この際休憩いたします。

午後一時五十三分休憩

午後三時十八分開議

○河本委員長 これより再開いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題と
し、審査を進めます。

質疑を行ないます。質疑の申し出がありますの
で、これを許します。藤尾正行君。

○藤尾委員 私は、この前大蔵省設置法の一部改
正につきて、社会党の山内委員がいろいろ質
問をせられましたダイヤモンドの問題につて、
ごく簡単に何伺いたしたい、かやうに思つた
のであります。

この前の内閣委員会の山内議員と向井説明員と
の間に行なわれた審議の議事録を拝見してお
りますと、このダイヤモンドの処理という問題
が大体終わつて、そしてこれを取り扱つてお
した貴金屬処理部でございませうか、これを廃止し
て、この第一、第二課を一緒にして一課にしよう
といふお話のやうでございませう。私は、この貴金
屬処理部というやうな大きな機構が簡単にせられ
るというにつきては賛成でありまして、
これを簡略にするといふことは非常につつこつな
ことであると思つたのであります。このダイヤ
モンドの処理という問題について、いささか政府
の処置に親切さが欠けておる面があつたのではな
いかといふやうな気がいたしますので、二、三質
問をいたします。

まず第一にお尋ねをしたいのは、このダイヤモ
ンド、現在日本銀行で保管をいたしておりませう
六万一千カラットといふものが、全部が全部
その出どころがはっきりしないといふやうな
ことで、国の所有にするといふやうなふうに受け
取られ得るものでございませうけれども、さやうに理

解してよろしうございませうか、どうですか。こ
の点を御答弁をいただきたいと思ひます。

○江守政府委員 全部が全部、だれのものかわか
らないのは国のものにするといふものではござい
せん。ほとんどすべては戦争中の接収機関であり
ました交易管団等四つの機関が、戦争中に回収し
たダイヤでございませう。戦争中に回収した
たダイヤは、所有権が政府にあるといふ意味で国
庫に帰属するものでございませう。ごく少量のもの
につきては、いま申し上げましたやうな、とに
かくだれのものかわからないといふことで国に帰
属するといふのがございませうが、大部分は、も
とと国に帰属すべきものが国に返るといふことで
ございませう。

○藤尾委員 しかば、その少量のものといふの
は、一体どれくらいございませうか。

○江守政府委員 交易管団等に返還されて、
国に帰属いたしましたものの總額がまだ最終的に決
定いたしておりませんので、だれのものかわか
らないので国に帰属するといふものの数量も、正確
にはまだ定まつておりません。

○藤尾委員 概数でけっこうです。

○江守政府委員 管団等に返還されて、国に
帰属いたしましたものが四万四千カラット、それか
ら法十一條の關係で国に帰属する部分が十一万
七千カラット余りでございませう。その十一万七千
カラットの中に、先ほど申しましたやうなものが
含まれるのでございませうが、それがどのくらいと
いふのは、ちよつと私いま御返事いたしかねま
す。

○藤尾委員 それではよくおわかりになつてお
られないやうでございませうから、視点を少し変えま
して伺ひますが、いままでこの問題につきては
非常に厳正に、過去五十何回といふやうな回数
を審議会にかけられて、非常に詳細にこれのい
ろいろな分類とか、あるいは返還要求を審査をせ
られたといふことになつておりましたけれども、こ
の五千数回の審査におきまして、個々の民間人か
ら出されました返還要求につきては、これは返

還すべきものであるといふやうにきめられたもの
が何件ございませうか。

○江守政府委員 ダイヤモンドにつきては、
請求が六十三件ございませう。そのうち、これは返
還すべきものであるといふやうに認定いたしまし
たものは、十六件でございませう。

○藤尾委員 そつういたしますと、十六件を除いた
四十数件につきては、いろいろな観点から返
還すべきものでないといふやうに決定をせられた
わけですね。その返還すべきものと決定されたもの
のあるいは返還すべきでないといふ決定されたもの
の分かれ目といふものは、個人の財産につきては、
私は、私は非常に重要な点だと思つたのです。その
認定がどの点でなされておるかといふ点を、御指
示をいただきたいと思ひます。

○江守政府委員 棄却したものが四十五件ござ
いませうが、そのうち、国の請求であつて棄却した
ものが二十二件ございませう。それから戦時中の回収
機関で棄却したものが二件ございませう。あと法人
個人に對しまして二十一件あるわけでございます。
棄却いたしました理由は、国に二十二件、回収機
関に二件ございませうが、これらはいずれも接収され
たことはわかる。であるけれども、接収された
現物は日本銀行の中にない。と申しますのは、進
駐軍から日本政府が引き渡しを受けましたまでの間
におきまして、進駐軍が接収いたしましたダイヤ
をあるいは賠償として返還をいたした、あるいは中
間解除と申しておりますが、中間におきまして産
業、工業のために民間に開放したものがございま
す。そつういふものがあるために、接収はされ
たけれども、日本銀行の中にはない。こつういふた
めに国並びに回収機関に對しまして棄却したもの
がございませう。それから個人と法人に對しまして
は、いま申しましたやうなものがございませうが、
そのほか接収された事実を認めるけれども、そ
の現物が日本銀行の中にあるといふ事実を確認し
得ないといふために棄却したといふものでござい
ませう。

○藤尾委員 いまの最後の御答弁のところに、私

は非常にひつかかる重大な点があると思ふのであります。接収をせられたという事は、はっきりこれは証拠ができる。しかしながら、それが日本銀行のいまの十六万一千カラットの中に入っているかどうかという事の証明がはっきりしない、そのために棄却をするんだということになりますと、一体その接収をせられた人たちにどうして、それが入っているかどうかという事の証明がどうしてもつかぬという場合には、これが国に取り上げられてしまふというような事では、私は個人の財産権の侵害になりはせぬかというふうな気がいたしますが、その点はいかがでございますか。

○江守政府委員 仰せのような点もあるかと思ひますが、たとへて申しますと、確かに進駐軍の者が参つて個人からダイヤを接収をいたしました。接収されたダイヤは、正当な手続を経てCPCの保管するところとなり、それが戦後、平和条約発効後政府に引き渡されたというルートを通るわけでございますが、そういう正常なルートを通らずに、当時のことでございますので、たとへばその接収に行った者が、接収に行ったときは進駐軍の接収として参つたけれども、接収をしたあとにおいてどうも正規のルートに乗せなかつたというふうなものの中にはございます。そういうものは、取られた御本人に対しては非常にお気の毒と思ひますけれども、だからといって政府がそれを返すというわけにはまいらない、そういう事柄もあるわけでございます。すべてがすべてこういうことであるとは思ひませんけれども、そういう関係もございまして、政府の保管中のダイヤとそれから接収されたといわれる方のダイヤの現物が、まさに対応するものがはつきりわかるというものでなければ、政府としてはお返しするわけにはまいらないというふうなことで仕事を進めておるわけでございます。接収された方のお立場から申しますと、同じく接収されながら返されるものと返されないものがあるという事は、まことに不合理と思ひますけれども、私どもが責任を

持つて仕事をしたいという立場から申しますと、やむを得ないというふうに考へておるわけでございます。

○藤尾委員 ただいま局長のお話でも、まことに不合理だと思ふ。しかしながら、処理上やむを得ないことだ、こういうお話でございます。そうしますと、私は、国というものの国民の財産権に対する保護という面におきまして、非常に不合理で、やむを得ないというような事では、国としてのつとめができないのじゃないか、国民に対する義務が果たしてないのじゃないかというふうな点があるのじゃないかというふうな疑問を持たざるを得ませんけれども、その点はどういうふうに御理解されておりますか。

○江守政府委員 何分にも終戦のあとの接収という異常な事態に起きたことでございます。国民の財産の保護ということに對しましては、もちろん万全の措置をすべきことと思ひますけれども、と同時に、われわれがいま保管しております十六万一千カラットのダイヤモンドを、万全を期して処理返還するという立場からまいりますと、先ほど申しましたような措置をとるといふことが、またそういうことにもなるという面もあるかと考へております。

○藤尾委員 あなたの御答弁は、私は頭が悪いもので、よくわからない点があるのでございしますが、実はここに一つの例がございします。これは私の知人でありまして、終戦後におきまして進駐軍がうちまでやつてまいりました。そして現実にダイヤモンド約八百カラットを持っていった。それに対する証明もございします。そのCPCの保管は、アメリカでこれは宣誓をしておりますけれども、確かにそれはCPCに入れたんだというのを宣誓しておられますけれども、そのCPCに入っているべきものが、大蔵省のCPCから受けた帳簿には載っていないという御説明でございます。ということになりますと、CPCから目録に行く間にどこかへ行つてしまつたのかどうかという以外には、私は解釈のしようがない

と思ひますが、そういう問題につきましては、国といふものは、何ら責任をお感じにならないのかどうか。それは個人の責任でアメリカまで行つて取り返してくれればいいじゃないかというふうな処理で、一体済むのかどうかという点をお伺いいたします。

○江守政府委員 CPCから日本政府に引き渡しを受けたままの間に現物がどうなつたかというふうなことを私も問題にいたしまして、そういうものが私どもは問題にいたしまして、それから、この問題は返還してこないのだというふうな、本件については考へておりません。いま仰せられたように、当時接収に實際立ち合ひました人の宣誓がございします。その宣誓に基づくところの記憶が、はたして最終的に信頼をして、私どもがそれでは返還をしてよろしいというふうに認定し得る資料であるかという点でございます。この点につきましては、アメリカの法律に基づいて宣誓された資料でございますけれども、私どもがしつこく調べたところ、この返還を御主張なさる方が、当時の記憶に基づいてお会いになつて、こういうことではなかつたかというところをお話しなされたのに対して、そのようであつたという確證をされたのでございします。もしも当時の實際接収に従事された方が、何らかの御記憶以外の、もう少ししつかりしたものに基づいて宣誓なすつたならば、私どもは喜んでお返ししたいというふうな思ひますけれども、そこが、何とも私どもの仕事としては、信憑するに足る事実というふうな認定をするには少し不十分であるという意味で、事実関係が不明であるからお返しできないというふうな考へておるわけでございます。

○藤尾委員 私は、この占領軍というものの占領当時におきます立場というものを考へまして、その当時ビストルが何か突きつけられて持つていかれたというものが、あなたの言つておられる正確な資料を全部そろえて、これはこうでございしますと

いって証明書を全部取りそろえておけるような立場になつた、そういうふうに私は解釈するので

ありますが、そういう環境のもとにおきましても、個人的になおその立ち会ひ人の証明書があり、それを証明する数人の立ち会ひ人がおり、それに現に立ち会ひした人が証明をしても、なおかつ不備であるという事でそれを済ませられますかどうかというところをお伺いしたいのであります。

○江守政府委員 事実関係につきましては、つまり接収された事実、約八百個のダイヤモンドの接収をされたという事実に対しては、私どもはそのとおりだということを思つておるのでございます。ただ、その事実だけに基いて現在目録にありまふところのダイヤモンドをお返しするに、先ほど申しましたやうなことで不十分である。いわば私どもは十六万一千カラットのダイヤモンドの善良な管理者の立場におきまして、そういう方にお返しするという事について自信が持てない。したがつて棄却せざるを得ないのだということでございます。

○藤尾委員 そんなことを幾ら押し問答をしておつたつて切りがありませんからこれでやめなすけれども、一体取り上げられた、接収せられたという事は事実である、自分たちもそう思うというのでありますならば、しかしながら、その接収せられたダイヤモンドがどれかはつきりわからないというふうなことで、管理する立場からこのダイヤモンドはお返しできないのだ、そこで棄却せざるを得なかつたというのがあるの、そこで棄却せざるを得なかつたというのがあるの、御答弁のよりに思ふのですが、しからばダイヤモンド以外のことであなた方はそれに対する補償の考へがあなた方にはありますか、どうですか。

○田中事務大臣 藤尾さんの言われること、非常によくわかります。同じ接収された人でも、現物が認定せられたものは返しますし、同じときに接収されたものでも、現物が認定されないという事で却下になつたものは、同じきやうなことで返せない、非常に不公平ではないかということでございますが、接収貨金等の処理に関する法律、この第一条を読んでいただくとわかるとおり、その後占領軍から政府に引き継がれたもの、

それから同二条の三項、「この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているもの」、でありますから日銀の金庫の中にあるものという限定で法律ができてゐるわけでございます。でありますから、この法律で処理する場合には、認定がでない場合に却下をする、これは不公平があつてもよいやうなことになるわけなんです。ですから、いま江守局長が言いましたとおり、大蔵省の国有財産局がこの法律に基づいて処理をするという場合、却下せられたものに対しては、事実不公平があつてもいかにともしないが、このうち、占領軍に無償で接収せられたというものが、その書類が不備のため——現に接収された人が、その証書となるべきものが宣誓してちゃんとある、この場合国家賠償というものとどういう関係になるか。これはやはり最終的には、いまこの法律に基づく返還はできない、しかし事実接収せられたという証拠がたつてあるのだからということになれば、最後に裁判を行なう。裁判で最終的に国は補償をすべしということになれば、この法律によらない国家賠償の責任が起つてくる、こういうことであります。ただその場合には、占領軍の接収というものの対しては、その後に行なわれた平和条約で全部というやうなものもあるやうです。ですから、やはり裁判で最終的に国にどういふ責任を負わせるかの判決があるか、判例を求めないと、現在の段階においてこの法律で処理できない、これはもう明確でございます。

○藤尾委員 そうしますと、最後にもう一点だけ大蔵大臣にお伺いをいたしたいのであります。私は大蔵大臣の御答弁のとおりだと思つております。しかしながら、ここで私も考えなければなりません。これは法律の解釈上絶対できないというものが、それでは裁判に訴えるというところで裁判にあげられましたが、法律の審判たるべき裁判官が、一体その大蔵省の接収貴金属等処理審議会以上の幅を持ってこれを審査することができるとお思ひになりますか、どうですか。

○田中国務大臣 これは裁判の結果を私が予測することは非常に困難であります。裁判が認定をするという場合に——この法律でもって返還をしるという場合は、法律の改正がなければできないと思ひますが、その証拠がどの程度信憑性があるかというところによります。ですから、この法律では、その信憑性というものは非常によくわかつて、現物が無い、この法律施行のときに大蔵大臣が所管をしておる物件の中には当該物件がないというところから、これは却下する以外にはない。その事実を証明すべきものが明確であれば、裁判は当然結論は出さすと思ひます。出すと思ひますが、戦争のとき、あるいは戦争直前、直後には、大なり小なり国民はいろいろな問題があるわけなんです。なぐられたとか、いや何か盗まれたとか、そういうものについて戦後どのような判例があるか、私はつまびらかにしません。しませんが、あなたのお考えになつておることは、私も個人としてはよく理解できますが、最後は裁判所の認定にまつ以外にはない、こう思ひます。

○藤尾委員 それでは最後に御要望を申し上げまして私の質問を終わりますが、こういう問題については、大蔵省の審議会で認定のできなかつたものが、裁判において正確に、それでは返すべきものである、あるいは何とかしてやれというやうに認定をされることは、私は実際問題としては少ないと思ひます。ですから、そのところは私は、その接収をせられたというところが大体において確認ができるというところであれば、あるいはどういふことになるかわかりませんが、裁判の行なわれておる間、その提訴者との間にいろいろと連絡を保つていただいて、そうして国が行政上きわめて親切であるというやうな印象を与えていただくことが、国民が政府に信頼をし、行政が非常にうまくいく一つの道でないだろうか、さうに思ひます。そのやうな道がございましたらば、ひとつ十二分にお考えをいただいて、親切な行政を徹底しておやりのいただくやうにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○河本委員長 大出俊君。

○大出委員 最初に、事務的な点について多少承りたいと思ひます。そこで、銀行法に基づく銀行検査の問題につきまして、定期検査というのがあるわけですが、そのほかに、これは問題があるという場合に、まあ抜き打ち検査といふものか、そういうふうな形のものをおの命令でやりになるものでしょうけれども、そういう点について、現在までどういふふうになつてゐるかということをお答えいただきたい。

○田中国務大臣 銀行につきましては、大体定期検査を行なつております。今年度も、日銀と大蔵省で手分けをしまして、全部を一本にやるといふわけにはまいりませんので、先年度やらなかつたものを今度やろうというやうなことで大体予定をつくつておりました。日銀と大蔵省と分担をしております。それからまた、特別なものがあれば合同でやつていくことでやつております。

○大出委員 そこで、いま設置法で銀行局の中に保険部をつくる、こういうことが出ておるわけですが、それには人員の異動が多少ありますが、ところで、筋が通るものであれば新たに部をつくりあるいは局をつくるという場合に賛成するのにやぶさかでないのではありませんか、やはり必要なのところは人が必要でしようし、現在ある部局の中にかつちりやつていただくことはやつていただかなければならぬ、こういうふうな思ひわけです。

○田中国務大臣 今年度は、都市銀行の上位のもの、日銀でやるというやうなことで、中位のものは日銀でやるというやうなことで、大体計画はいたしております。

○大出委員 とところで、その上位四行に問題があるというやうな場合に、日銀の検査だけというやうなことでなく、大蔵省として検査をするなり、こういうかっこうのことはとれますか。

○田中国務大臣 それはいつでもとれます。いつでもとれますが、いままで日銀でやるということをきめておりましたし、やはり大蔵省でやるというのには、国会に対する考え方も一つあつたわけなんです。それは歩積両建てというものがどのくらい解消したかというのを国会に対して報告しなければならぬ、こういう状態でありまして、検査をしようというやうなことできめたわけでございます。であります。大蔵省は特別な監査を必要とするというやうな事態があれば、いつでも日銀と話し合いをして、大蔵省も合同でやりますというやうなことは、何ら問題はないわけでありまして。

○大出委員 重ねてもう一つ承つておきたいのですが、宇佐美さんが日銀総裁におなりになつたのは昨年の六、七月以降のやうな感じがするのですが、その前はたしか三菱の頭取をおやりになつておられたと記憶するのですけれども、この点について、間違ひがあるといけませんので、専門の方は御存じだと思ひますから、承つておきたいと思ひます。

○田中国務大臣 宇佐美日銀総裁が選任をせられたのは、十二月十七日ないし十八日だと思ひます。その前の前職は、三菱銀行の頭取であります。

○大出委員 まあ上位の四行の場合でも大蔵省がおやりになる、こういうことでございまして、いまの点はそのことを承つておけばいいだらう、こういうふうな思ひます。

次に、貸し出し限度額というものが銀行法上あると思ひます。これがたとえ都市銀行の場合でありましても、三菱あたりと、あるいはその他大和等をいろいろ考えました場合に、おのずから預金高をの他によつて違ひがあつたと思ひますが、一銀行に対して、その限度が預金高のどのくらいになつてゐるか、この辺のところを承りたいと思ひます。

○田中国務大臣 限度額という御質問の趣旨があまり明確ではありませんが、銀行が個人や法人に対して、一個人及び一法人に対しての限度があるか、これは限度がありません。これは実績によつて貸し出す。しかし、無制限ということはないので、

常識的な貸し出しを行なうということでありま
す。

それは、これはございます。これは法律的にどうとか、それから預金に対してどのくらいかということとは、これはございませぬ。これは大蔵省が政令や省令によってどうしているかということじゃありませんが、だいたい率はよくしておけということで、一〇〇％全部預金を貸し出すということは、できるだけそういうことのないようにということをやっておりますが、しかし、これは現実的には日銀から借り出しを行なつて、預金よりも上回つておるといふ事実はございます。

○大出資 ところで、きょうの新聞にだいぶにぎやかに吹原産業の問題が載っているわけです。たまたまきのうの大蔵委員会の質問の結果だろう

と私は思うのでありますけれども、私も、実はずいぶん前からいろいろな話や資料等が舞い込んでまいりまして、いろいろとこの種のことは真偽のほどがありますので、そうめったに持ち出してみたところだという気持ちでおつたのでありますけれども、ここまで信頼するに足る各新聞が書くようになりまして、そのままでもできないという気がいたします。その意味は、中に私が長年おつき合いをいただいておつて、かつお世話にもなつておる方がおられるわけありますから、そういう点で、人の名前が出てきたりしておりますので、したがつて、かつ慎重でなければならぬという気がいたしますし、さらに考えてみますと、与党、野党の問題、個人の問題ではなくて、ひとつ間違つと、この種のものをこのままにしておくことは政治不信につながるという心配もあるわけでありまして、そういう意味ではつきりするもののはつきりさせておかなければならぬ、こういうふうには思ふわけでありまして、

そこで専門家の方々に伺いたいのでありますけれども、人の名前が少し出てまいりまして、できるだけ気をつけて申し上げるつもりでおりますけれども、吹原産業の吹原さんという方が、手形をいろいろ各企業から預かった。そこで預けた人は、藤山さんの名前の五億円だとか、岡組の十億円

だとかリコの三億円だとか、東洋精糖の三億
円だとか、朝日土地興業の三億円だとか、つまり
合計これで二十四億になりますが、これを預かつ
て割ってあげようということだろうと思うのであ
ります。ところで、この手形がどこに行つたかと
いうことが、その後いろいろわさが飛んでいる
わけであります。したがって、私は、専門の銀行
局の方々がおられるわけありますから、その辺
のところを、ここまでできましたら、やはり御存じ
である限りは明らかにしておいていただいたほ
うが、ものの性格上明確になつていいのではない
か、こういうふうに思うわけあります。御答弁
いただける方でけっこうでありますけれども、御
答弁賜りたいと思います。

○田中國務大臣　どうも大蔵省では非常にむずかしい問題でございます。大蔵省でわかりますことは、銀行検査をして、銀行に關係があれば、銀行でこれを割り引いておるとか、銀行で担保になつておるとかいうことになれば、検査の結果は當然出てまいりますし、検査がなくても、こういうものに對して取り扱つておるか、担保に供しておるか、割り引いておるかという報告を求めればわかるわけでありますが、現在大蔵省がわかるのは、一納税者であるかどうかということ、税の面でわかります。それ以外は、大蔵省所管の金融機關で預かつておるといふことになればわかりますが、いま御指摘になつたようなものは、これは吹原さんに聞かなければ、ちゃんとわからないし、私のほうではちょっと聞く手だてがない、こういうことであります。

○大出委員　ということになりますと、そこに一つの何となくどこに行つたのだらうかという疑問が出てくるのは常識だらうと思ふのであります。これは私がというのではなくて、いろいろ書かれたものによりますと、どうもいま大臣が答弁をされたまさにそのとおりで、普通の意味の金融ベースに乗っていないことになりそうなわけであります。新聞にもたくさん出ておりますから、個人の名前を申し上げてまた恐縮でありますけれど

も、そうでないと話が続きませんので、ごかんべんをいただいて申し上げますが、森脇将光さんという方は、今日金融業をやっておられますか。やめたという話も聞くのだが、その辺のところを……。

○田中國務大臣　新聞では、やめるという宣言をした記事は出ております。しかし、これは東京都で貸し金業というのに登録しておりますので、大蔵省ではいまわかりませんが、必要であれば調べてお答えをします。

○大出委員 私の持っております、たくさんある
のでありますけれども、書いたものによりますと、
ここに資料がございますけれども、これによりま
すと、正常な金融ベースに乗っかって割引きかれ

たり何かしているように、この預けた方々は思つておつたのだですね。ところが、どうもそれがあとになつてみたら、正常な金融ルートに乗っていないという。つまりいわゆる町で金を貸す方、こういうところに、まあ悪く言えばどうもやみみいたい感じがするのでありますけれども、つまり森脇さんのところに行つていたのではないかということが書かれてゐるわけあります。そこで、私が先ほど御質問申し上げたのは、これはあとに引き続くのでありますけれども、正常なルートではわからない、こういう御答弁と相からむと、ますますもつてその信憑性に近い感じが感ぜられることになるわけあります。新聞にもそれらしいことは載つておりますけれども、その辺はお調べになつてみたなどというよりなことはいけませんか。

○田中国務大臣　私も、きのう私は大蔵委員会に午後から出ましたので、午前中の質疑応答は全然承知をしておらなかったわけであります。きのうILO審議の本会議に出ましたら、こういう質問があった、こういうことであります。しかし、これは去年あたりからいろいろ文書になっておったというようなことでありますから、私は、たいしたことじゃないだろう、こう思っておったのですが、夕刊を見たら、新聞は非常に大きい。これは

たいへんだということで朝見たら、各紙一斉に書いておる。一問一答が出ております。一問一答を見まして、まあこんなことかな、こういうことであります。けさ登院しましてから、銀行局長に、どうだ銀行はこういうものに對して関与しているのか、調査をしたか、こういうことをただしました。三菱に對して、こういうものの関連があるのかとかというよりなものだけは、いま照会いたしております。これは大蔵委員会で資料要求がございましたので、この資料は当然調査をして資料提出をするということで、それを聞いておりますが、現在の段階ではまだ正式の報告がございません。こういうことでございます。

○大出委員　そこでひとつ、私は全く大蔵省に責

任がないようにも思えない節があるのです。と申しますのは、これまた個人の名前で恐縮なんです。藤山さんは私の選挙区で、私が尊敬する先輩なんですけれども、この文章がもしかりに真実だとすれば無理もないと思うのでありますが、藤山さんが非常におおこりになって、告訴をするというふうなことで、だいぶ憤慨されたということが載っておるのです。それはどういうことでおこられたかという、正常な金融べースに乗っていくものなりというふうにして、安い銀行金利だからそれでという話があつて預けたところが、それからどうもそつちのほうに行かなかつたという結果が生まれた。しかも、これは手形ですから期限がありますから、そうなると、土建関係の方々のところあたりも、その後今日になってみると不渡りになつたとか、あるいはなりそうであるとかい

ふうなことで、何となくやはり騒然たるものが出てきたというふうに、ここに詳しく書いてありますが、あまりどうもてにをはみたくないことは申し上げないつもりでいるので、したがって、これはもしかりに不渡りという形になったとすれば、訴訟を起す起さぬよりも、そのこと自体が、一つの企業についてたいへんなことが起こるわけです。そうなると、これはいやでもおうでも、どういうルートでどうされたとしても、会社のほう

は公ですから、表に出てくる筋になっているのです。というところになりますと、こういうルートで、しかもわずかな金ならともかく、二十四億もの手形が、大蔵省のつかまえていく形で、どこからどこへ行っているかさっぱりわからぬというままで放置されているということ自体は、これはどう考へるべきだろうかという気がするのですが、答弁の限りにあらずというのであれば、それなりに私も勉強いたしますから……。

○田中中国務大臣 その個々のケースに対しては、私のほうは全然関知しておるわけではございませんが、融通手形というものが横行するということは、金融の正常化に逆行することであつて、かかるとはよろしくない、こういうことは、私は昨年からは、大蔵委員会でも、いろいろなところで金融政策の問題について申し上げております。融通手形を出すようになったら、大蔵省のほうで、しかも、いろいろな問題、いままでの過去にあつたケースから見ますと、何といひますか、金融屋といひますか、そういう人たちが、長い歴史と看板、実績を持つておる人が、正常な金融機関で割引けないう手形というものが、そういう特殊な人によつて割引けるところがあるということがあるのかないのか。そういう認識があるかないかというところには問題があるのだと思ひます。だから、私は、こういう問題でもって国会で申し上げたのは、北九州にある金庫会社が倒産をしたときに、その下請が金繰り上全部融通手形をやつておつた。それによつて倒産した。これを契機にして国会でも問題になつて、融通手形というものを横行させてはならないということ、私も周知申し上げておきますし、金融機関にも、また通産大臣から各企業に対しても、融通手形というものは早期に解消しなければならぬ、こういうことを長いこと言つておるわけでありまして、こういう金融の正常化を促す行為そのものは、なくなるように指導しておるわけでございますが、融通手形というものは、事件が起つてから初めて融通だつた、こういうことがわかるわけでありまして、銀行に持つ

ていっても、これは商業手形でございます、こういうことでございまして、これは相落ちになつておる。片方が落ちない——向こうが落ちないからこつちが落ちないというのではなく、やはり信用度の高い人は泣く泣く落として、もつと強い人は同額を供託して争うということになるわけでありまして、そういう問題が現に世の中にあるというところは、好ましいことではないので、金融の正常化の面からも正してまいりたいと思ひます。

○大出委員 ところでひとつ承りたいのは、吹原産業という会社について、これはおそろくきのうも質問が出たことですから、お調べにはなつてゐるだらうと思ひますが、賄本をとれば簡単なことですから、私のほうで、これはこうですと申し上げるのもいいけれども、やはり筋ですから承りたいのですが、どういふふうにお考えになつておられますか。どういふ会社であらうという点について、とりあえずお答えいただきたいと思ひます。

○田中中国務大臣 私がわかりますことは、大蔵省関係、いわゆる国税庁で税金を納めておるといふことはわかりません。わかりませんが、会社自体がどういふことであるのか、これは増資もしてありますから、財務局でも調べて会社の構成を報告せよというところであれば、調べた上、報告申し上げます。

○大出委員 調べて御報告いただけるといふことでありますから、それはぜひいただきたいと思ひるのであります。

ところで、私の質問も少し慎重に過ぎてきつておるやうでありますから、重ねて申し上げます。国税庁の次長さんお見えになつておられると思ひますが、そのおほひで、税金の面等からどのくらいの収益が上がつて、どうなつてゐるのかという点は、これはおつかみになつてゐると思ひます。さて、たしか三十七年といわれたり二十九年といわれたり、いろいろ設立の時期の問題が世の中ではいわれておりますが、あんまり昔までさかのぼつてみたら、これは北海道まで電話をかけるなんつていうことになつたら

いへんですから、したがつて、ここ一、二年のころ、どんなふうなぐあひなのか、お知らせをいただきたい。

○喜田村説明員 吹原産業自体につきましては、現在京橋税務署に対して法人税の申告が出ております。ただ、その中身は、たゞいまおつしやつたやうに、営業収益が幾らで所得が幾らだといふやうなことは、職務上の秘密ということで、ここではちよつと申し上げかねます。それ以外に、関係会社として幾つかの名前が、たとえば吹原冷蔵であるとか、北海林産、東洋木材、大昭和製紙、これらにつきましても、いずれもそれぞれの所轄税務署に対して申告書は出ております。

○大出委員 非常識な質問になるのかどうかわかりませんが、私は、大蔵省の関係の方が私のところに聞きにこられたので、さかのぼつていろいろ言われると、そこまでは手が回らぬかぬというから、それはごもつともだらう。じゃあ手の回らぬ間でけつこうだから、ここ一、二年に切るから、その辺でひとつ知らしてくれと言つたら、よろしゅうございませうというところなんです、どうしてもうまくないですか。

○喜田村説明員 現在、税法には職務上知り得た秘密は漏らしちゃならないという規定がございまして、現在までいろいろこうした御質問のあつたときには、すべて個々の所得、あるいは申告内容といふものは公にいたしておりませんので、今回もこの程度で御了承を願ひたいと思ひます。

○大出委員 これは非常に聞き方がむずかしいなつてまいりましたが、しからば吹原産業なる会社がボーリング場を建設をされるというので、相当信用できる銀行等からいへん金が貸されてゐるのではありませんか、その事実について御存じありますか。

○田中中国務大臣 知りません。

○大出委員 そこで、ひとつ念のために承りたいのですが、法務省の刑事課長さんか局長さん、どちらかお見えになつておりますか。——そこで承りたいのでありますが、昨日の質問、きよりの新

聞等によりまして、調査中であるというふうに御答弁を承つておるのでありますが、その確認してよろしいですか。

○津田政府委員 その件は何の件かということをお特定いただかないと、ちよつと申し上げかねるわけですが……。

○大出委員 私、いま特定して実は話してきたつもりなんです、それではもう一ぺん言ひましょ。吹原産業の吹原さんが、あとから申し上げますが、大和あるいは三菱などという銀行、あるいは先ほどお話に出ました町のある種の金融関係者といふふうな方々との間において、今日世に上つてゐるようないろいろな問題が出てきたわけでありまして、この点について、そういうわけがあるのだからなんだという質問に対して、あなたのほうは調査中だ、調査を將來するといふことになれば、それに支障があるから詳細は申し上げかねる、こういう意味の答弁がなされておられますけれども、その点をもう一ぺん確認をしておきたい、こういうわけなんです。

○津田政府委員 吹原産業株式会社の関係者の吹原弘宣という人に対する詐欺事件につきまして、捜査をいたしております。

○大出委員 きよりの答弁ときよりの答弁が違ひるので、そこをばきりしていただきたいのですが、きのうは調査とおつしやつたが、きよりは捜査と言つておられますが、調査と捜査は明確に違ひはつてあります。調査は、いわく内偵中であるといふことになりまして、捜査となれば、そこに踏み切つたといふことになると思ひます。その後者であるといふふうな受け取りですが、よろしゅうございませう。

○津田政府委員 刑事訴訟法上の捜査でござい

ます。

○大出委員 非常に明確になりましたが、さて、そこでそのやうなものと、これはどつからどう考へても——真偽のほどはわかりませんが、私も真偽のほどを言つておるのじゃない。ないのだが、やつてきた結論として、相当世に有名な銀行と関

係がある、あるいはかわり合いがあるという、この点については、私は間違いない事実だろうと思う。そうだとすると、その銀行との関係等から見て、大蔵省の銀行局あたりでそのところあたりは調べておきながらぬという手はないと私は思うのでありますが、そのところ、銀行局長さん、どうお考えになりますか。

○高橋(俊)政府委員 吹原産業に対する融資その他の関係につきまして関係があるように思われる銀行に対して、いま事情を聞いておる段階でございまして。これは問題が捜査の段階にすでに入っておりますので、その方面の御要望もございまして。捜査上、なるべくならば事実をあまりに公開すると申しますか、そうしないではいという問題がございまして。そうしたことに對しまして私も若干協力的な立場をとるべきであらうと思っております。すべての事実が明らかになりました後においても、そのとおり申し上げてよいかどうかは、また慎重に検討して申しますが、かの冷蔵倉庫といいますが、それに対する設備資金の貸し出しを行なっている銀行が、いままでのところ、これは非常に短かい間でございますが、一、二ございまして。しかし、まあそのほかには、いろいろ世に上いわれておりますが、特に銀行として大口融資を行なっているというふうなことはないうございまして。

○大出委員 これは二つ問題が出てきたわけですが、一つは、きのう調査できよう検査と、こういふわけですね。きのうは内債中であり、きょうは捜査に踏み切った、こうなるわけですね。筋道は、そうして銀行局長さんのほうは、だから捜査に協力するたてまえ上言えない、こういふ理屈になつてはいるわけですね。どうもその辺の関係は、私はびんとこない。逆に言えば、どうも勘ぐりたくなる、こうも言いたいのですが、そこでほくは大臣に申し上げるのだけれども、冒頭に申しましたように、これはやはり与野党の問題云々でなくて、政治不信につながる問題だと思ふのです、どこから考えても。したがって、あわせて私どもの責任もあるということになりますと、やはり言えるところ

ころは、国会なんですから、これはやはり言っていただかないと、その意味で私どもに協力を願うねと、私は話が進まぬと思う。だから、私のほうから申し上げますが、大和銀行から二十億円、これは担保物件は銀座のキャノンビルそのものですね。キャノンビルそのものと、それから仙石荘町ですか、これは土地約一万六千五百平方メートル、これは担保物件になっていようです。それから三和銀行から約六億、担保物件は五反田ボーリング場、土地約三千七百六十二平方メートルその他、こりいうふうな私の持っている資料では書いてある。それから三菱銀行からは五億円ないし十二億円、これはいまお話に出ました冷蔵云々とおっしゃったのですが、北海林産、吹原冷蔵などの小会社名義なんです。したがって、これは三菱銀行そのものでは吹原産業に対する貸し付け金はないのだという説明になっている、こりいうふうな書かれてあるのです。こりいうことになりまして、どうもそのところあたりをやはり銀行局のほうから言うてもらつておかないと、あと私の質問とからむので、念のためにもう一べん質問しますから、真偽のほどをお答え願います。

○高橋(俊)政府委員 三菱銀行の融資という点につきましては、銀行側としては融資は現在ほとんどないというふうな申しております。それで、その点についてはなお続けて事情を調べておりますが、いまの段階ではないと言っております。前の二件につきましては、私どもの知り得た範囲では、おおむね事実に近いものと思ひます。

○大出委員 おおむね事実に近いというお話があらまされたから、それはその程度で私も了解しますが、となりまして、ちよつとさっきの御答弁と食い違ひが出てまいりますが、私の申し上げたいのは、三十四億以上もかかったボーリング場に、つまり有名な銀行から、日本のトップレベルをいく、こりいうことになりそうなんです、三菱がいまのところは貸していないとおっしゃるから、これはちよつと別になります、こりいうところからた

いへんな金が出て、しかもけたが違ひのです、その結果入ってくるものは月額八十万円くらいにしかなくなつていないというところ、採算という面から見てもきわめて非採算的である、かつ非生産的である、こりいうところに、これだけ金詰まりの世の中に、少なくとも大蔵省があり、銀行局というものが存在する中で出している、こりいう金融のあり方、しかたというものについては、私はどうして解せないのではありませんけれども、そのところ、大臣から御答を賜りたい。

○田中(英)大臣 私は、まだその事実をよく知っておりませんから、こりこり何とも申し上げられませんが、しかし、金融は当然過ぎるほど預金者の保護を目的としなければなりません、また都市銀行でありますから、重要な産業とか重要な面に貸し出すということが主でなければならぬといふことは、申すまでもないわけでありまして。このボーリング場三十四億というふうな数字で御指摘がありましたし、新聞にもさういふことが書いてありましたが、一体こりいうものがどの銀行から出たのかといふことで、私自身も多少奇異の感じを持ったわけでありまして。でありますから、私は、半年くらい前から大蔵委員会でも、ビルとかレジャー的な大きな投資に対しては固定資産税を上げなさい、こりいうことさえも明らかにしておりますので、まあ結果としての議論でございまして、現にあらだけ出ておるのでありますから、どこからか金が出ていられるのでしよう。さういふ意味で、こりいう金があるなら、もう少し中小企業にでも重点的に貸すべきである、こりいう感じでございます。

○大出委員 まあさういふふうにお答えになるとすればまた聞きたくなるわけでありましてけれども、まづはつきりしていただきたたいのは、これだけ金詰まりで倒産をする会社が山ほどある世の中で、この吹原産業なる会社の実情を私なりにものを読んでみますと、非常に危険きわまりない会社だといふふうには思ふわけですよ。吹原さんにはまことに失礼な言ひ分ですけれども、数字がさうなん

ですから、これはごかんべん願ひたい。いまも二十億貸している大和銀行、あるいは三和銀行六億といふことについては、おおむね事実に近いだろうといふお話なんです、よほどのことがない限り、大和銀行ともあろう銀行、三和銀行ともあろう銀行が、会社の資産内容をあるいは利潤の状態、その他経営の事情等を調べずに貸しにするはずはない。さうでなければ、また金融ベースには乗らない。さうなつてまいりますと、こりいう理由で一体、私もさういふ目に見ても、調べてみる限りでは、これはたいへんな借金をかかえておるのではないかとと思われるようなところに、けたはずれの二十億もの金が一銀行から出しておるのか。だから、私はさつきから貸し出し限度額的なことを承りたいと言つておるのですが、これはあらためて伺ひますが、こりいうことは私は常識では考えられないのだけれども、そのところを、あなたの方のほうはどういふふうにお考えになつておるのか。これはやはり明らかにしておいていただくなければ——さういふ意味で私は黒白を言つておるわけではないのだけれども、世の中はまともに受け取らないだらうと思ふので、お答えを賜わりたいのであります。

○高橋(俊)政府委員 これは重ねて申し上げますが、事情を聞いておる段階で、まだはつきりした実情をつかんでおりませんが、当該貸し付けを行なつた銀行の気持ちとしては——これは銀行の言ひ分でありまして。ボーリング場に貸すというつもりはなかつたので、その冷蔵倉庫に対する融資である、こり考えておつた。ところが、実際でござつてきたときに招待を受けて行つてみたら、ボーリング場に上に乗つておつたといふふうな、同じ建物の上の部分でボーリング場になつていふ。私は、実際見たわけでも何でもありませんが、それはよく知りませんが、銀行の貸し付けは、ボーリング場に貸すといふのではなくて、冷蔵倉庫のはずであつた、こり申しております。

○大出委員 さういふところに、やはりさういふ意味がやみ金融を正すとか、それからいまのよう

なことをなくすとかいう意味で、設置法上今回こう考へたいとか、法律改正あるいは新しくこういうふうに法律をつくりたいとおっしゃるなら、人が要る、それも私どもとしては筋として認められるわけであり、これを放置しておくということは、私はどうも解せない。

そこで、なお続けて伺いますが、奇怪なことに、真否のほどはわかりませんが、このほか第一銀行から一億四千万円行っておるわけですね、この資料によりまして、それから先ほどお話をいたしましたから再度申し上げますが、森脇さんという方から、五反田のボーリングセンターに平本何がしという名義で十億円の融資がしてあるわけですが、この資料によりまして、承るところによりまして、平本さんという方は、森脇さんの企業と申ししますか、その中の重要な地位を占めておる方、こういうふうな私が調べた限りでは聞き及んでおります。この方が十億円融資をしておる。ところで吹原産業が怪しいということなので、同ボーリング場を十六億円の売買仮登記の予約をしたというわけですね。そうなりますと、先ほど、銀行はこういう理由で貸した、貸したらボーリング場が乗っかっておった。ところが銀行から借りたばかりに、好ましくないといふ大臣が言われる町の金融関係の方々の金が入つておつて、しかもそのボーリング場が怪しいといふので十六億円の売買仮登記の予約さへ申し上げておきましたように、真否のほどはわかりませんが、それは検査官でもなければ何でもないのですから、その意味で申し上げておるわけでありまして、こういうことで、おまけにボーリングセンターの開所式に、これは国会議員の皆さんですから、それは場所によつては私どもだつて出ていくのだから、どういふことではないのだけれども、いまの点をお答え願えないから言ふのだけれども、内閣の重要な地位におられた方々などが出席をされておられたり、さつき口にしてしまいましたが、藤山先生のような御関係の方々がお見えになつておられたり、こういうふうなことがどうも出てくるわけでありまして、この文書から見ますと、そうなりますと、これだけ不安定だと思われる会社に、市中銀行、りっぱな都市銀行からこういう金が行つていくということ、その裏に今度はまた町の金融機関の方々のそのやういふやういふことがあるということ、これは私はきつめて不健全だと言わなければなりませんが、普通の銀行の状況なら貸すはずがないところに貸した。案の定八十万円しかあがらないとなると、金利にも足りない、こういう非採算的な状態になつていく。そういうところの相当重要な地位におられる方々が出ておられるということになつてまいりますと、どうもそのあたりがもう一つ気になるといふか、世の中が不納得というか、そういう問題になりかねないといふ私は思ふのでありますが、そこらあたりのところ、大臣のほうのお考えを、ノーコメントとおっしゃればそれまでだけれども、もし承れば承りたい。

○田中事務大臣 大出さんほどでお調べになつたか、非常に詳しくお調べになつておられますが、私はきのうの夕刊からびっくりしてやつておるわけですから、どうもあなたのようにおやういふことはよく知らないのです。知らないのですが、新聞に書いてあることが、あなたがいま御指摘になつておられるようなことが事実であるとするれば、はなはだ遺憾なことだと私は考えます。そういう地位のある人がいろいろなことを言つて金を引っぱり出して、大きなボーリング場になつてしまつた。特に私は全然初耳であります。市中金融から行なつた十億円のたぐひに擬似的な売買契約さへも行なわれておる、こういうことになる、これは金融機関はその前にきつと担保を取つておると思ひます。思ひますが、非常に複雑な問題であります。そういう問題に対しては、私もいま聞いたばかりでありますから、どういふ申し上げるわけにはまいりませんが、あまり気持ちのいい話ではないといふことはわかります。ただ、新聞にわれわれの友人の名前が出ておられますが、こういう人たちは、

少なくともいまあなたが御指摘になつたようなものには関係はないだらうといふことは、私は非常に長いつき合ひでありますから——政治家というのは、これはお互いにそうですが、非常に忙しいので、まわりに人が寄つてきて、適当に私の名刺なども持つてそこらじゅうに寄付金集めに行くといふことは、こちらは非常に迷惑しております。迷惑しておりますが、お互いに政治家は、与野党を問わず、こういう記事等を見ましたら、やはり身のまわりというものに対してはもつと注意しなければいかぬと、私は感じたことをそのまま申し上げるわけでありまして、現在そんな心境であります。

○大出委員 次に、もう一つだけいまの問題とやらんで承りたいのでありますけれども、この吹原産業なる会社がどういふ会社かといふふうにとさつき御質問申し上げたら、その意味ではお答えが願えなかつたわけでありまして、重ねてもう少し具體的に承りたいのでありますけれども、前の内閣の相当重要なところにおられた方々が、八万四千株とここには書いてあるのではありませんが、これはお一人の方ですが、そういうことが書かれております。そうなりますと、これはまさに大株主になる筋合ひですね。そこで、吹原産業なるものは、これまたお答えがなければやむを得ませんが、いづつご設立されて、どのくらいの資本金で始まつて、今日ほどのくらいの資本金になつておるのかという点を、お答えをいただきたいのであります。これはどちらでもけっこうですから……。

○田中事務大臣 吹原産業の本店の所在地は、銀座の五丁目三番地、社長は吹原弘宣、不動産業——貸しビル、遊藝場、宅地造成、分譲といふことです。三十七年の九月四日に設立であります。資本金二千万円です。それから三十九年五月三十日現在で一億六千万円といふことであります。○大出委員 これはわずかの間に資本金が八倍になつておるわけですね。こういうふうな、たいへん急激に資本金が伸びた。これは例があるからそのうなつたのでしようが、そのことは世の中の商業取引その他経営ですからどういふことはありますせんが、やはり国税局の立場からいたしまして、税金の脱漏等の問題も、これはひとつ考へてみなければならぬ筋合ひにもなりかねない、内部的に言へば、ということになれば、やはりこの辺あたりは、相当国税局のほうで検討をなさつておる筋合ひではなからうかと私は思ふのであります。そういう点について、国税局の側ではお調べになつたことがあるのか。そして先ほど税金の件については言えないとおっしゃつたのだけれども、かくのごとく急激に大きくなつた、しかもこれは問題がなければ、こんな失礼なことは、一つの会社のことについては申し上げないけれども、問題があるから申し上げているので、お答えをいたしたい。

○喜田村説明員 急激に増資があつたというやうな場合、一般論として申し上げますと、その増資の資金の払い込みをどこから手に入れたか、そういう調べる方はもちろんいたします。また、一般に不動産の取得が非常に大きいといつたやうな場合には、当然そういう観点から会社を調べるといふこともございます。こうした事業につきまして、この会社につきましても、もちろんそういうした観点から、そういう点についても重点を置いて、今後十分調査をするということになつております。○大出委員 とところで、先ほど重要な方々がたいへんな株を持つておるというふうな申し上げたのでありますが、これはお答えがございませんで、おそれるその点は肯定をされておるのだらうと私は思ふわけでありまして、一人で八万六千株もお持ちになつておるということになりますと、これがわからぬことではないわけでありまして、ところで、ここから先は少し推量が入つて恐縮ですが、いままでは書いたものを持つて読み上げておるのですが、その推量と申し上げるものは、冒頭に申し上げましたように、幾つかの企業から手形を預かつた方があつて、その手形が金融ベースに乗らないで、大蔵省の日の届かぬところで割り引かれていたか、預けられていたかわかりませんが、そういうかつ

こうをとっておつた。これがあとになつてわかつてゐる。そうなると、返済の期間もくる。まあ不渡りになつた、ならぬという騒ぎが起こつてくる。そうなると、その間に入つて預かつた方に、吹原さんなる方は当然返済をすべく金が必要になつてくる、こういうふうに当然進むだつちと思います、一般常識から考えれば。そうだと断定してはおけませんけれども……。

そこで問題が出てまいりましたのは大和銀行との関係でありまして、大和銀行にどういふ筋かわかりませぬけれども、約束手形らしきものが振り込まれて、そして銀行の保証小切手なるものが、けたはずれなんですが、二十億というわけですが、そのほかにも十億ということもありますけれども、出てきたという形、さてそれを今度は三菱銀行に持っていくかれて、長原の支店長さんのところで通知預金か何かにおかえになったという形になっているわけがあります。そこまでは現金化されているわけですが、そこからさて持っていた先がないわけですが、そこからさて持っていた先が先ほどの森脇さんという形の中で、ここでは現金になっている筋合いですね。そうなりますと、約束手形なんというものはどんだん動いているわけですからつかまえていくいわけがありますけれども、これは銀行の保証小切手というわけなのでありますから、この辺のところを——保証小切手なら預金高という問題も出てまいります、おそらくこれはきのうもめたのだし、新聞にもこれだけ出ておるのでありますから、よもや知らぬとおっしゃらぬだろうと思いますが、そのところを銀行局長さんに承りたい。

○田中国務大臣　まだその件は調べておらぬやうであります、銀行当局に照会をしておるそうであります。

○大出委員　ところで、これは少し不見識だというそりを免れぬかもしれないけれども、けたが大きいのですから、その種の小切手があつたかなかつたか、約束手形があつたかなかつたかななどということは、これは三藝のある方も言っているように、それだけ大きな額であれば必ず目について

いる。だから、わかつているはずなのだけれども、実はわかつていないということは、なかったのだ。ろうなどという回りくどいことを言っておられるようでありませうけれども、そうなりますと、これはあったかなかったかくらいのがわからぬはずはない。それも捜査に協力ですか。どういうふうになりますか、そのところは。

C高橋（佐）政府委員　その点についても、全く秘
どもが知らないというわけではございません。し
かし、大筋を申し上げますれば、その辺のところ
が非常に検査当局が取り上げている問題にも関連
があるのじゃないかというふうに私は思います。
そういうことで、まだ実は話として承っている程
度でございますして、正確な報告を受けたわけでは
ございません。銀行側の申しておりますことは、
結果においては銀行に何ら損害はない仕組みのも
のであった。いまおっしゃられました手形云々と
いうようなことでございますが、そういうことで
はないようでございまして、私どもがわかつてお
りますことは、実害はなかったと銀行が申してお
る。『しかし、実害がないということは、銀行に
とつて実害がない、こういう意味でございます。
その程度のことしかただいま申し上げることがで
きません。』

○大出雲員 大和と吹原、大和と三菱と両方あわせて申し上げますが、私のところの資料によると、一番最初に三菱銀行の通知預金証書二十億、大和銀行の通知預金証書十億円を見せて、これは裏金だから使えないということで、これを担保にして銀行で手形を割ってもらい、銀行金利だから安いんだということで手形を預かったということが出てきているわけです。これは真否のほどは、何べんも申し上げているようにわからぬ。そこで吹原産業の方が見せたという通知預金証書については、三菱銀行も十億円とか二十億円とかいう通知預金はざらにあるものではないから、あれば知っていると言っているわけです。これはその後記者の方が当たったものにも出てまいりますね。そこで、預金証書について知らない、つまりその事実がな

い、こゝろいうことになるかとすれば、ではそれは偽造であつたのかという問題が、一つ疑問として出てくる。あるいは不渡り小切手などによる詐欺と云ふことになるのかやないかという疑問が出てくる。あるいは銀行職員と氣脈相通じたという形に於いてつくつたのかという問題も出てくる。さらには銀行側の内部にこの件についてタチシた方々があつて、用紙を持ち出してきてつくつたのだと考えられる節も疑へば出てくる、こゝろいう問題が派生をするわけです。そこで私は大蔵省の、まさか銀行局長さんがというわけじゃありませんけれども、方の耳打ち、ひとり言等いろいろ承つておるのでありますけれども、その中で、どうも小切手が一枚大和でなくなつたのだ。はからずもそれが何がしという人の手に渡つた。じゃ一体今日はどうなつてゐるのかということで、数人の方にお願ひをして、私、当たつてもらつたと云つては悪いけれども、聞いてみた。ところが、銀行から外に出たことに間違ひはないのだけれども、今日は合帳には載つてないと云う。合帳に載つてない。では銀行にはないのかと言つたら、あると云う。あると云うなら、一体それは何だ、どうなつてゐるのだと言つたら、書損処分、つまり書き損じたということで処理してあると云う。私も檢察官ではありませんから、聞いた話でありますから、そこから先の信憑性のほどについてはこれまた確認の余地がありません。したがつて、承つた話そのままの話をしているわけでありますけれども、ただ、私はそこで考えてみると、よしんばどういふ形であるにせよ、三菱銀行の副頭取の中村さんに会われた記者の方々の話を聞いてみると、日銀のクラブで発表されたとき聞いておられた記者の方々にも聞いてみたところが、ことばの節々にちがつたといふところにおつてくると云うのです、その記者の方の言ひ分としては、その話を聞いて最初はびびつたりした。この事実を否定はされてない。ただ言つておられるのは、大臣からいま御答へいたいただきました、実害を外部のものに与えていない、内部の問題だということ。そうなりますと、

じゃ長原の支店長さんは一体どういう責任を負わなければならぬのかという問題が出てくる。この質問も記者がしておりますけれども、善処したいというふうに答えておられる。こゝまでくると、うわさの段階を過ぎていような気がするのです。確かに、今日銀行検査をやられてみても、普通の状態ならば、書き損じたのだということで処理されておれば、これは台帳にあがってきつこない。書き損じまで一々調べてみる人はないと思う。私は、正直の語、銀行検査をしている大蔵省の方に友人が何人もおりますけれども、聞いてみると、書き損じたもの、そんなところまでとてもじゃないがやっていられない、そういうわけですね。だから、私は、さつき設置法とからんで、ふやすべき人はふやしたらどうかという話をしておるのであります。何も銀行局に保険部をつくるだけが能じゃない。これをやめたってふやすべきところにふやさなければならぬということになるわけですが、いろいろと調べてみて聞いてみると、私の耳にそり返答が来るわけです。三菱銀行の副頭取さんが日銀のクラブで記者発表をした、これを聞いた方に聞いてみた。そうすると、否定はされておらないという。ただ、いま発表の時期ではないと言われる。びつくりしたとも言われる。そうなつてくると、これはあくまでも推量になりますけれども、私は、どうしてもこれはただごとではないという気がする。したがって、私は、実はこれらの資料を入手しておりましたけれども、この種のことは、御迷惑をかけることになりますから、なかなか私も不用意なことではできません。したがって、今日までだれにも申し上げたことではないのでありますけれども、ただしかし、今日までこの状態を見ると、きのうの大蔵委員会における簡単な質問に対してこれだけ各新聞の方々がお書きになるといふ事態は、至るところでうわさは耳にしておりました。が、そうになると、やはり冒頭に私申し上げた与野党だの何党だのということではなくて、政治不信につながる問題だけに、政府の要路の皆さんはもつと責任を持っていたいて、間違いな

○大出委員　そこで、次の問題でございますけれども、つまり三菱銀行ということで副頭取からお話があった。そこで内部の問題だというふうに言われて善処をしたいという——くどくどしくは聞きません。聞きませんが、大臣の御答弁によりまして、事重要な問題がひっかかってきた場合には、定期監査、定期検査ということでなくて検査はで

大蔵省はいつまでも検査ができるということでありますから、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○大出委員 誤解のないように願ひたいのですが、ですから私は、總裁がそういう御関係だからそれでどうという勘ぐるわけではこの問題はないのだけれども、何となく不自然な気がするということと

切るとか、あるいは踏み切ったとか、いろいろな
われております。そういう告発、告訴等があつた
のなかっただのかという点が一点と、あわせて、

菱銀行についてこのうわさが非常に強くなってまいりましたので、あるいはこれが公の問題になる可能性があるので、そういうことから、担当部長を呼

びまして、その事件の内容を聴取しておるわけでございます。しかし、その段階におきましては、その回答といえますか、銀行側の答弁は、きわめて要領を得ないのでございます。そういうことでございまして、続けてまたきのうの問題になりまして、銀行側に対して、もう少し責任のある内容を述べるように、こちらから要求しております。しかし、銀行側といたしまして、そのように告訴をいたしまして捜査に乗り出したということがありますので、非常に話にくい点があるということ、いまの段階ではあまり詳しく言うことをちょっと遠慮してもらいたいというふうな、まあ言いにくい状態にあることを了解して、したがって、先ほど申しましたとおり、この点が今回の地検の特捜部の捜査開始の端緒になっておりますが、その点については、法務省の側としてもはなはだ微妙な点でございますから、でき得べくんばもう少し事実の究明を速慮してもらいたいのだ——しかし、これは行政監督の問題は別でございます。司法の問題と行政監督とは別個でございますから、私のほうとしては、それとは別に、公表する、しないは別といたしまして、真相を明らかにするということを銀行側に強く要求いたしております。

○大出委員 たいへん貴重な御答弁をいただいたのですが、だから私は何も申し上げておるのですが、いまの御答弁まで承れば、私はここに書いてあることがそっくりくちやなことでもないような気がする。

そこで、なお重ねて承っておきたいのですが、つまり吹原産業というこの会社は、先ほどの大臣の御答弁では、二千万円の資本金で始めて急激に一億六千万円になった。それにしても資本金は一億六千万円です。しかも上場株として二部に上場できるのは、たしか一億くらいでしょう。一部は十億から上でしょう。ここにも入ってきていない会社なんです。そういう会社にけたはずれな大きな金を、なぜ一体三菱銀行なり大和なり三和

なり、あるいはそのほかにまだたくさんあります。こういう銀行が貸したのだらうかということ、どうしてかわからぬ。よほどの信用がなければ貸すはずがないと、私は思うわけでありまして、そこで私がさっき聞いたところからいいます。けれども、政府要路の中に大きな株主と申ししますか、八万六千株も持っておる方がおられたり、あるいはそれ以上のりっぱな方が役員をやっておられたり、株を持っておられたりというふうなことが、どうも裏づけになっていっているんじゃないかという気がする。信用の度合いということ、つまり御本人の意思云々にかかわらず、客観的に第三者が見ればそういう結果になるようなふうになっていないんじゃないか、こういう気が私はどうしてもしてならない。大臣がおっしゃるように、長年の友人だということ、そういう方の名前が出てくるという意味で、そういうことはないとおっしゃられる。そのとおりだと私も思うけれども、しかし、第三者がながめてみれば、その辺のところに信頼の度合いを置くのではないとすれば、裏づけのない金を貸すなどということがあつていいはずはないわけですね。そういう点からいくと、あるいはもつと有利な話が、新聞等によりまして考えられる節もなくはない。つまり、北海道における北海林産の風倒木云々というところは、私は重ねて申し上げませんけれども、温泉地等の土地などは、一体国有地であつたのかどうかというふうな問題等を新聞が取り上げておられますから、私はあえて御質問するのだけれども、その辺のところを明らかにしていただけないか、こういうふうに思うのであります。

○田中国務大臣 一体どうして貸したのかというのは、これは調べてみなければわかりません。これはただちょっと考えて、だれかがうしろにおつたのじゃないかというふうなことは憶測であつて、銀行でどういふ状態で貸したのか、どういふ担保があつたのか、どういふ回収の見込みがあつたのか、これは調べればわかることとでございます。第二の問題、北海道の風倒木が云々とか、北海

道の広大な土地が国有地じゃなかったか、そういう事実は全然ございません。これは私もきのうの夕方ですかただしましたが大蔵省として北海道で国有財産を売却したり払い下げをしたりというところは、全然ございません。ただ立木を幾らか払い下げたというところはあるようでございまして、これも少額でございまして、これは農林省の林野庁の関係で幾らか払い下げたが、たいした額ではないというところでございまして、北海道の土地やその他のものに対して国有物件を払い下げたという事実もございません。

○大出委員 もう一つ、これは法務省刑事局関係のほうに承りたいのですが、何べんも申し上げているように、私のところにある書いたものの中に、この問題をめぐって政界の相当な方というだけであつて、どうもそのほかに右翼関係の方の名前等が出てきているのでありますけれども、そういう点がある意味では私は非常に気になるのであります。したがって、これは差しつかえがあるというならばまた別の機会にいたしますけれども、あなたのほうで内偵を続けられて捜査に踏み切つたという段階でありますから、抽象的にはお答えをいたしたげるのではないかと今ふりに思つておるのですが、その辺のところはいかがでございましょうか。

○津田政府委員 先ほど申し上げましたように、この事件は、三菱銀行が吹原弘宣という人を告訴した事件として捜査を続けておるわけです。したがって、その捜査の段階においてどういふことがありますが、それは私も承知いたしておりますが、かりに内容がわかりましても、いまこの段階で申し上げることは差し控えてさせていただきますかと思ひます。

○河本委員長 大出君に申し上げますが、時間もだいぶ経過いたしましたので、結論をお急ぎ願ひます。

○大出委員 この問題の結論をひとつ申し上げておきたいのですが、冒頭に申し上げましたように、この種のことをこのまま放置することは、いず

れにしても、私も国会に席を置くものの立場から考えまして好ましくないことこれに過ぎるものはないという気がするのであります。いわく政治不信の問題につながりかねない、こういうふうには実は思つておるわけでありまして。したがって、私も大臣が言われるように、ずいぶん古いおつき合ひの方々、かつまたお世話になつていらっしゃる方々の名前が出てくること、あるいはそれと相通すること、あえて申し上げておるわけでございますが、さらにこの文書によりまして、またけさの各紙の論調の中に、総裁公選の資金とかからむがごとき内容のものが、ずいぶん見受けられるわけでありまして。東京新聞なんか、ずいぶん大胆不敵に書いておられるわけでありまして。私の資料の中にも長々と書いてある。いわく何派、いわく何派、しかも中心になられる方々は、この種のことを押えていればその派はおとなしくしているだらうとか、その派の中心人物はおとなしくしているだらうとか、あるいは別なほうでこの種の問題をつかまえていながら、そつちのほうはだいたいよくぶだらうなどというところが、いろいろ書かれています。そこに先ほど申し上げましたような右翼の方々の名前まで判てきてい、こうなつてまいりますと、私はこれと相関連をして申し上げたくなさうなわけですけれども、そういう疑惑、不信まで招きかねない今日の時点、段階だらうと思ひます。そういうふうなことになつたのでは、たいへんなことになりはせぬかと私は思うわけですね。したがって、いづれにしても、この問題については黒白をつけるという努力を、逆に皆さんのほうも積極的にやりなうという結果になりまして、これから先が思いやられる、こういう結果になりますので、この辺について長く園内におられ、しかも大蔵省を担当される大先輩の大蔵大臣のことですから、どういふふうな——昨日来お気づきになつたことになりなうのでしうが、その辺のところを聞かしておいていただきたい。

○田中国務大臣 この問題は、三つくらいに分かれると思ひます。

一つは、大蔵省として金融行政の上からこれをただしていこうという考え方でございます。これは大蔵省といまして十分調査をいたします。

第二の問題は、捜査の問題であります。私は、きのうからずっといまの御質問を聞いておりました。これは三菱銀行が告訴したということでありまして、検察当局も動いておりますから、案外簡単にこの問題は究明されるだろうと、私は先ほどから考えております。お話だけでも、あまりにも常識をはずれておるといふことでありますから、常識をはずれておるものは、捜査すればすぐ解明される、私はそういう認識をいま持ちました。こういうものは早く解明されるだろうと思っております。

第三の問題は、政治不信の問題というところであります。これは新聞に出ておるわれわれの友人の名前に對して好意的なお話でございますから、私もそのまま受けておきますが、私は長いつき合

いのこれらの友人諸君が、被害者であつても加害者ではないといふことは感じております。まして、あなたがいまうわさをされておるといふ公選、こういう方々から、こういうケースのところから政

党内に献金がされるなど、考えておりません。私も党内にもありませんし、七月の公選にもみずから投票したものでございますが、いかに何でも、こういうことと政治といふものがからまつておらぬといふことだけは、しっかりと私はそう感じております。ですから、検察当局の捜査によつてこの問題は比較的簡単に内容が明らかになるだろう、また、なつて国民全体の疑惑といふものが解けることこそ望ましいことだと思つております。

○大出委員　そうでなければなりませんし、またそうあつてほしいと思つてゐるのです。そこで時間の関係もありますので、いま春園で二十三日といふことでいろいろ問題がございますので、その方面の関係を、せっかく人事院にもおいでいただいておりますから、できるだけ簡略に質問させていただきます。

冒頭に二つ大蔵大臣に承りたいのであります。公労協の調停が進行中でございますが、この問題

をめづつて二十二日に二カ月の調停期間が切れますので、この長い間の調停段階でどうしてもまとまらない、また合議にも入らない、こういう事情で実行行使といふことも生まれてきてゐるというわけで、二十日の閣議で御決定をいただいております。内容があらうといふふうに思いますが、それについてひとつ大臣から承りたいことと、あわせて、本日官房長官が、私こちらのほうにおつたり、本部のほうにおりましたから知らないものであります。何か記者会見で発表されたといふことでありますけれども、それも二十日の閣議決定のあとを受けておられるはずでありますから、かつまた前回の二十日のいきさつでは、大蔵大臣が大体おつくりになった内容のうちに聞いておるのであります。そのところを冒頭に承つておきたいと思ひます。

○田中國務大臣　労使間は円満に協調してまいりたい、こういう基本的な考え方を前提にしまして、二十日には御承知の官房長官談話を出したわけでございます。これは調停段階でございますので、調停が円満に妥結することを期待し、政府も努力をします。不幸にして結論が出なかつた場合には仲裁裁定に移行するわけでございますが、仲裁は実施をいたします、こういう政府の基本的態度を明らかにいたしました。

その後、公労協の諸君からももう一回有額回答をやれといふ話がございます、そうしなければ前進しないといふ陳情もございました、いろいろ意見の開陳もございました。いままでは比べて五百円の有額回答をし、第二回目には調停段階で妥結することを期待し、努力する、そういうことまで言つたことは、非常に前進的なものであります。これは混乱を避けたといふことであります。そういう意識を持った態度でやつたわけでございますが、まだ二十日の官房長官回答でもだめだといふことでありますので、きょう官房長官の談話を二回目に出しました。これは、さきに有額回答を行ないましたが、諸般の状況にかんがみ、おそくとも四月末までには再回答を行なり、こう

いういままでは非常に前向きな、明日のストライキを避けたといふ基本的な立場を明らかにいたしたわけでございます。またその次に、公労法により禁止されてゐる三公社、五現業のストライキは違法でありますから、また国民にも多大の迷惑をかけるといふことになりましたので、厳に自重させたい、こういう期待を呼びかけたわけでございます。一番最後には、ストライキが行なわれた場合は、厳正なる処分云々、こういうことがございます。この三つのうちの前のほうの二点に、政府はいままでなかつたことをこれだけやつてゐるわけでございますから、あしたのストライキはぜひ回避していただきたい、こういう立場でございといふことをはっきり申し上げたいわけでございます。

○大出委員　昨年の四・一七の問題、一昨年の三・一五の問題を含めまして、大臣御存じのうちに、私もまじめ役を買つた一人なんです、後段のほうの嚴重処分といふのは、これは私が書記長で田中大臣が郵政大臣のときに、あなたが私の首を切つたことから、かくて私はここに立つてゐるのだから、これは覚悟の上でやつてゐるのしょうが、私は、大臣と同じ気持ちで、一刻も早く收拾をつけたといふふうに考えてゐることに変わりはございません。そこでお願いがあるのは、調停段階で、ILOの問題もきのうあつた形で片づいて参議院に行つてゐるのだから、この時点ぐらひはせめて片がつくといふくらいは御努力は願ひたいものだといふのがいへるわけなんです。そこで私は一つ苦情があるのですが、最初郵政関係の郵政省、全連の団体交渉で出てきました、四月以降になつて民間賃金が上昇した場合にはあらためて考慮するといふ趣旨の文書の回答がある。この文書に大蔵省からちよつと来いといふことになつた。そこで、この真偽のほどを大蔵省に確かめてみたら、事実であるといふわけでありまして、私は、この席で石田労働大臣に御質問申し上げたところが、大蔵省も知らぬようなことを言われちゃ困るとい

う趣旨で呼んだのだといふ話が出てまいりましたが、これは予算委員会でも山田証目君が御質問したときに、大蔵大臣が御答へになつた内容と違ひ。つまりそういうことはしない、労使間の当事者能力を拡大するといふ方向を認めておられるのだから。とすると、ここから先調停段階においてまとまるようにといふことである限りは、両当事者間の自主性を十分に皆さんのほうもお認めいただきたいといふことと、さらに呼びつけて云々ではななくて、逆にその当事者能力を拡大できるような考え方をいふものを第二次回答といわれる中でお示しをいただいて、そこでひとつ調停段階でかつて五大臣が出られて私どもと話し合はしたときに田中大臣がおつちやつていたように、このところは仲裁と同じような意味で調停を尊重していくのだといふこととおまをいたしたく努力をいたしたい、こういうふうに思つてゐます。くだいようですが……

○田中國務大臣　先ほど申し上げたとおり、とにかく有額回答五百円をやつたといふことも、歴史的にはたいへんなことでございます。にもかかわらず、また第二の回答をやつたといふのですから、いかに調停段階でまじめと考へておるかといふ基本的な姿勢は、理解をしていただきたい。日本の労働史上にないことをやつておるわけでありまして、ひとつその誠意は認めていただきたいと思います。それからいままでの五百円の回答で、五百円、五百円と言つておりますが、予算で組んである四・五の定界分を入れると千八百円余になつておるわけですから、そういう意味から考へると、相当出したなあと一々気持ちは、質問されてゐるあなたも、そう言う腹の中で、十年前と比べると今昔の感にたえない、こういう気持ちだつたらうと思ひます。そういう意味で第二回目を出そう、こゝ言つておるのでありますから、政府の考え方はぜひ御理解願ひたい。それから大蔵省が呼びつけた、これは当事者能力に水をかけようといふそんなことではない。こ

これは政府全体として連帯して責任を負うわけでありまして、財政の問題に対してはいつでもお話し合いをするということにすぎないわけでありまして、大蔵省が出すとか出さないということではありません。いずれにしても、私のほうでも努力しておりますから、ストはぜひやめていただきたい、こういうことであります。

○大出委員 ほかならぬ田中大臣のことですから、善意に受け取りまして、ひとつ一その努力を賜わるといふこと、あわせて私どもも努力いたします。

ところで、人事院の瀬本さんおいでになっておられますね——これも要点を承りますので、ずばりお答えを賜わりたいのでありますが、例の六人委員会等の関係から今度は次官会議に移って、勧告の実施時期の問題、さらには勧告の時期の問題、調査の時期の問題、こういうような問題が論議をされていくわけでありまして、数字に詳しい瀬本さんでありまして、私は数字的なことは申し上げませんが、大体的な実施要綱というものはできるはずでありまして、いつごろを対象に調査をされて、いつごろから実施を予定されて、いつごろ勧告を出しになるという御予定でございますか、ちょっと承りたい。

○瀬本政府委員 ただいま御質問でございますが、人事院といたしましては、これは公務員法に規定してございますように、船を公務員の給与がどうなっているか、民間との関係でどういうバランスになっているか、これは調べてみなければならぬといふことで、毎年一回少なくとも報告しなければならぬ義務があるわけでありまして、そこで、いつの時点で官民との比較をするかといふことが非常に問題になるわけでございますけれども、これは昨年からただいまお示しのような事情でいろいろ問題になっておる点でございます。しかしながら、われわれ人事院におきましていろいろな検討いたしましたのでございますけれども、これは完全にいまよりよい、決定的にいい方法といふのは、

なかなか見つけがたいのでございます。そこで、ことしは去年と同様に、四月中の給与を民間において調査するといふことをいたすことに現在決定いたしております。そしてこの調査の結果は、大体六月二十日くらいまでに実施調査を終わらせて、それから集計段階に入るのでございますが、これはおそれる例年と同様の日数を要しまして集計分析といふことに相ならうかと思ひます。そこで、いつごろ勧告するかというお話でございますが、これは毎月勤務統計等で大体勧告するようになるかならぬかという見当はつくわけでございますけれども、現在われわれがそれを決定的に申し上げることができる段階ではございません。したがって、作業は例年どおりにやって、大体例年どおりに研究をいたしまして、その上で必要があれば勧告をいたす、こういう手順に相ならうか、このように考えております。

○大出委員 そこで重ねて承りたいのですが、政府のほうからも、大蔵大臣がおられるところですが、六人委員会のお話を承けて検討された結果が、人事院のほうに伝えられているように聞いている。そこで、私どものほうは、ことしの勧告はなるべく去年の暮れのうちに算定をしておいて、予算編成とあわせて、そして五月実施といったらいつも値切られるといふことでないようにしていただきたい気持ちがある。そこで、いまのお話を聞いてみると、四月調査、五月実施、勧告の時期はわかりませんが、また内容もやってみなければわかりません。これは認めますけれども、しかし、人事院の皆さんが——これは総裁でありますけれども、組合の諸君といふやりとりをしていられる事情について説明をされたあとで、勧告の調査対象、時期、それから実施時期、勧告の時期、これについていろいろと方法があるけれども、今回は四月調査、五月実施、勧告の時期は八月といふような意味のお話が出てくるのですが、いろいろ方法があるといふのは、一体どういう方法があるのですか。

○瀬本政府委員 総裁がどういふお話をなさったのか、いま大出委員のおっしゃいますのがいつの会見のことを意味しておられるのか、その辺私事情がよくわかりません。そこで、多少御質問の趣旨と違ふことになるかもしれませんが、人事院といたしましては、この前の勧告を実施されましたきの政府の閣議決定に附帯しております事項等もございまして、また国会でおつづけになりました——これは衆参両院でおつづけになったのでありますが、附帯決議もあるわけでありまして、そこで、この問題は非常に問題であるといふことは十分意識いたしまして、いろいろ検討いたしたのでございまして、けれども、非常にいい方法というものが、現在の段階ではなかなか見つけがたいのであります。そうならば、積極的に考えるといふことが現在の段階ではなかなかむずかしいといふことになるのであります。したがって、今後とも十分研究を重ねてまいらなければならぬ問題でございまして、けれども、現在の段階において何か積極的に変えるいい方法があるかといふことになりまして、現在のところまだそういう時期でない、こういう状況でございまして。

○大出委員 それでは、いまの点は繰り返し返して答弁は要りませんが、三月二十五日午後三時から、公務員共済の皆さんと、瀬本さんも御出席ですが、やりとりをしていられる。この議事録の中にありますので、私はいまの点はいろいろ申し上げたいのですが、理論的に詳しくなると長くなりますから、これは省略いたしますので、その御記憶を願っておきたい。後は直接承ります。

それから次の問題であります。四月調査といふことになりまして、調査要綱の備考が何かの中に、後ほど民間賃金の値上りの状況はなどといつて入れてみても、昨年みたいに民間賃金の上昇がずれてまいります。ことしの場合も、四月といふことになりまして、それをどうでございまして、それらの点を昨年は実際には考慮をなさないで、四月といふことで出されている。その点について国会で質問を申し上げたら、こと

しは事業規模五十人といふのを百人以上と変えたんだから、それでどこかばんをという筋の通らない答弁だった。したがって、ことしの春闘の今日の状況、鉄の場合には千五百円を出している。鉄の場合には、昇給その他大体千円くらいですから、二千五百円。造船なんかですと、千円と三百円出したから千三百円。これが三菱重工あたりへいきますと、千四百円が昇給ですから、二千七百円とか八百円とかいっているのですけれども、こうすでに上がってきている。これは私は比較的低いところを言っているわけですが、そういふ状態になりますと、当然民間賃金の上昇というもののズレ、これをどうして克服していただかなければならぬ、つまり勧告の中に入れてもらわなければならぬ、こういうふうに思ふのであります。したがって、それに対する方途、考え方を、簡単にけつこうですから、お聞かせいただきたい。

○瀬本政府委員 この調査という技術的な問題がございまして、ある時点で調べるということになりますと、現実には四月分として支払われたものを調べる、こういうことよりしゅうがないのであります。こう申しますのは、あとから追給があったから、その分を加えて計算して、そして持つて帰るといふようなことは、事実上非常にむずかしいし、それからまた統一のとれないことになりまして、したがって、調査はあくまで四月分といふことで調べました。しかしながら、われわれが調査いたしますこの時点におきまして、四月分としては支払わなかったけれども、もうすでに労使妥結して追給することが決定しておるというふうなものは、これは残らず調べてまいることになります。そこで、どういふぐあいにも春闘のズレといふものがあつたかといふことは、しさに把握をいたしたいといふことを考えておるわけでありまして、ただしかし、これをどういふふう

に処理するかといふことは今後の問題でございまして、十分研究いたしたいと思ひます。

○大出委員 八月勧告をかりに——私は賛成するわけじゃありませんけれども、もつと早く勧告し

は事業規模五十人といふのを百人以上と変えたんだから、それでどこかばんをという筋の通らない答弁だった。したがって、ことしの春闘の今日の状況、鉄の場合には千五百円を出している。鉄の場合には、昇給その他大体千円くらいですから、二千五百円。造船なんかですと、千円と三百円出したから千三百円。これが三菱重工あたりへいきますと、千四百円が昇給ですから、二千七百円とか八百円とかいっているのですけれども、こうすでに上がってきている。これは私は比較的低いところを言っているわけですが、そういふ状態になりますと、当然民間賃金の上昇というもののズレ、これをどうして克服していただかなければならぬ、つまり勧告の中に入れてもらわなければならぬ、こういうふうに思ふのであります。したがって、それに対する方途、考え方を、簡単にけつこうですから、お聞かせいただきたい。

○瀬本政府委員 この調査という技術的な問題がございまして、ある時点で調べるということになりますと、現実には四月分として支払われたものを調べる、こういうことよりしゅうがないのであります。こう申しますのは、あとから追給があったから、その分を加えて計算して、そして持つて帰るといふようなことは、事実上非常にむずかしいし、それからまた統一のとれないことになりまして、したがって、調査はあくまで四月分といふことで調べました。しかしながら、われわれが調査いたしますこの時点におきまして、四月分としては支払わなかったけれども、もうすでに労使妥結して追給することが決定しておるというふうなものは、これは残らず調べてまいることになります。そこで、どういふぐあいにも春闘のズレといふものがあつたかといふことは、しさに把握をいたしたいといふことを考えておるわけでありまして、ただしかし、これをどういふふう

に処理するかといふことは今後の問題でございまして、十分研究いたしたいと思ひます。

○大出委員 八月勧告をかりに——私は賛成するわけじゃありませんけれども、もつと早く勧告し

でもらわなければ困ると思うのですけれども、かりに勧告ということになった場合には、四月調査の結果としては、まだ時期があるのですから——それは濫本さん、いろいろ理論的に説明されることはわかりますよ。ただ、私のほうにも理論的な反論があるのですから、そうなりますと、それを人事院勧告に取り入れてもおかしな方法というのにはあはれずなんです。全くないとおっしゃるのなら、これはまたあとでお話ししなければならぬと思うのですが、私は、そこをやはり考慮をいただかないと、その分だけ翌年に回つてずれていく、こういう結果になりますので、そのところを御配慮をいただきたい、こういう言い分であります。

それから次に承りたいのは、ことしの調査の重点が、いままでのやりとりの中でいきますと、通勤手当あるいは住宅手当の二つにしろはれていくような感を受ける。そういうことかどうかという点をひとつ……。

○濫本政府委員 民間の個々の職員の給与を調べる、これが民間給与調査の本体であります。そこで民間給与実態調査という調査をやっておりますが、その実態調査の中で、主要な手当を三年に一遍ぐらい順繰りに調べる、こういうことにいたしておるのであります。これは調査能力との関係もございいます。そこで今年は、仰せのように通勤手当と住宅関係の調べることに相なった。これはたとえば宿日直を調べないとか、あるいは扶養手当を調べないとか、いろいろお話しは出ております。しかし、われわれは宿日直は去年やったばかりでありまして、ことしそれほど大きな変化があるとは思いません。それから扶養手当につきまして申しますならば、大体の情報はわかっておるといふことがございます。ことしは通勤手当と住宅手当について詳細に調べてみる、その上でわれわれの実態的な判断でどういう勧告をするか考える、こういうことになると思ひます。

○大出委員 ちょっと聞き取りにくいのですが、大体わかりますから繰り返しません。そこで承り

たいのですが、住宅手当については、昨年は報告でしたと思ひますが、そのときに私の質問にお答えになったのは、これは総裁からでございますが、大蔵大臣がここにおられますから承りたいのですが、政府に住宅をよけいつくつてくれということをやったんだ、そのでかいあいにかんによつては、報告などという弱いものではなくて、人事院が勧告なら勧告に明確に入れるべきではないか、こう言つたら、ことしはいろいろな御意見も政府からあるもので、言うてみれば、その結果を見て、住宅手当あるいはそれに類するもの、これは考えなければならぬ、こういうお話があったのですが、この辺のところについて、人事院が満足する状態になつたのかどうか、ことしの予算の面で、私も予算を見ておりますが、その結果によつては、私は大蔵大臣に質問があります。

○濫本政府委員 満足するかどうかは総裁が判断することでございますが、事実問題といたしまして、一昨年から去年にかへましては、約三割程度公務員の住宅関係の予算が増加しております。これはこの前御報告してあるはずであります。ことしはどういうことになつておるか。ちよつと観点が変わりますが、一昨年は大体六千戸ぐらいの公務員住宅を建てる計画になつておつたのが、去年は八千戸になつております。ことしの予算ではこれが一万戸になつておりますので、人事院で国会並びに政府に対していろいろお願いをしておりますことは、これはただいま申しました数字のように現実にはあらわれてきておる、こういうことはわれわれ考へております。

○大出委員 民間の場合に、昨年、建ててやる住宅あるいは出している手当、こう分けてみますと、人事院の調査というものは、どれも不十分なような気がする。ことしはその両方をおやりになるのだらう、こう思ふのですが、そういう面では、これは時間がありませんかここで結論にしておきますけれども、できるだけ前向きで調査結果を見ていただきたい、こういうふうに思ふわけですが、それから、いまおことばに出ましたからここで

聞いておきますが、宿直手当、これはどういう趣旨でつくられていとお考えになりますか。例をあげますが、九一五、一五九、この二つが人事院規則ですね。しかも私は気がつかないが、昨年の十二月ですか、金の出ないほうでできておる。これはどうもごまかしがあるもので、私はいろいろ申し上げなければならぬ。職員局長もお見えになつておるようですが、あの中、要点は二点です。一つは、あまり頻度が高い、過度にわたるといふような宿日直がある。たとえば陸運局のように、人が足りなくてしうが、外部との連絡まであの規則の中に入つてきたから、電話がかかつてきたら出なければならぬ、こういう結果になるので、寝てはいられない。そうするとこの過度にわたるかどうかの判断が所屬の長にまかされておるのか、よく人事院は説明をされるのだけれども、過度にわたつてはいかぬとなつていて、一体その判断の基準というものは、どこがおきめになるのか、この点について明確にしたい。

それからもう一点、もし実費というふうなところを宿直手当についてなさるならば、税金の問題というふうなものはお考えになるか。これはかかるはずですからね。将来に向かつて五百円をこえない保障はない。宿直手当というものは、いまの金額はあまりにも低過ぎる、過酷過ぎる、上げなければいけない、こう思つておる。そこで税金との関係その他について、これはひとつ人事院と大蔵省と両方から、今日のままであつてもやはり聞いておきたいので、ひとつ承りたいわけですが。

○大蔵政府委員 確かに人事院規則一五九でもつて新たに宿日直勤務に關して規定をいたしました。しかし、この宿日直勤務の仕事の内容に關しましては、本来の業務でない、お話しに出てきましたような外部との連絡あるいは庁舎の管理といふようなものを、宿日直勤務の中に規定いたしました。これはお話しのとおり、新たに宿日直勤務の内容をつけ加えるというものではございませんで、給与関係の規則から中身を移してまいつたものでございいます。

それからこの規則には、御指摘のとおり、職員の健康及び福祉に關して考慮しなければならぬ、そういうふうな規定を入れたのでございいます。これに關しましてどういふ判断基準を示すかという点に關しましては、まだ人事院としては示してありません。したがひまして、事実上の問題としましては、この点の判断は管理者にまかされておる。将来の問題としましては、勤務時間に関しましては、御承知のとおり相当不備の点もあつたので、われわれとしては、これらの一種の訓示的規定の内容に關しても検討しなければならぬと思つております。

○濫本政府委員 この宿日直手当というものを実費弁償と考えるかどうかというお話でございますが、これはあくまで給与法の中の手当としてきめておる、給与といふことでわれわれは考へておるわけですが、したがひまして、給与全体は所得税の対象になるわけでございますが、現在御承知のように宿日直の一部、それから通勤手当の一部につきましては、実費弁償的という考え方から国税庁のほうで御処置願つておる点がございいます。しかし、これはわれわれの考え方からいいますならば、実費弁償であるならば給与の外できめておる以上は、そういうところの便宜はかゝられるとすればそれを拒否するものではありませんけれども、そこに重点を置いて考へるものではないといふようにわれわれは考へております。

それからこの手当の額でございますが、これもいろいろ考へ方はございいます。しかしながら、民間で同種の作業をやつておるときに、大体どのくらいの程度の額になつておるかといふことが、やはりこの手当の額をきめるときの一歩たよりやすい判断基準になるといふようにわれわれ考へております。そこでわれわれは、現在民間の同種の作業に従事いたしました場合の支給されております額を、一応基準にとつてこの額をきめておる、このような状態になつております。

○大出委員 もう一言つけ加えて大臣の御答弁を

承りたいのですが、補食費というのがありますね。これは食費です。実費弁償の形になっているから、もちろん税金はつかない。私は、やはりどうしても宿日直手当というふうなものは、実費支弁という形でなければおかしい。給与方法から抜けばいいのですから、どうということはない、その点は考え方の問題だから。だから、これを言い出すと一家の言が長くになりますから私は申しませんが、御検討をいただいております云々というお話もありましたので、大蔵省としては、この辺のところは、問題が小さいようですが、実はそこで働いている方々は苦勞を抜いているわけですから。一晩何回も電話で起こされて、わずかの金しかもらってなくて、それからまた税金を取られて、これが手当てでございます。そういう筋合いのものではないと私は思うのです。これは企業によつては宿日直の義務はないのだから、拒否だつてできる

ところでもやつてゐるのです。そうなりますと、このところはやはり大蔵省でよく御検討いただきたいと思うが、大臣の御答弁を賜りたい。

○田中事務大臣 いろいろ問題があると思ひますが、十分検討してみます。

○大出委員 それから行(二)と標準生計費等について、ことは調査検討ということはお考へになつてないのですか。

○河本委員長 これより原案及び修正案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大出委員 標準生計費は、これは何回もお答へ申し上げるのではありませんが、人事院は、単身者の標準生計費と二人世帯、三人世帯、いろいろ参考につくつてはおります。しかしながら、事実問題としてこれを俸給表と関連させて使つておりますのは、十八歳の単身者の数字でございます。この点に關しては、むしろ新制高等学校卒業の場合の初任給は、行(一)より行(二)のほうが高いのであります。そういう關係で、その問題は一応その点に限つてはわれわれ切り切つておるのでござい

ますが、しかし行(二)の賃金というものを考えた場合に、あれでよいのかという話があればしほは出でまいります。われわれは、その点につきましては十分今後検討してまいりたいと思ひます。

○三浦説明員 全医療の看護婦の夜勤問題に關しましての行政措置要求につきましては、昨年来人事院といたしましてはこれを本格的に取り上げまして、大規模な調査をいたしまして、その結果に基づきましてただいま人事院會議で検討をしておりますので、ごく近い機会うちに判定が出る運びになるのではないかと、かように思つております。

○大出委員 いまの質問で終わります。いまの御答へによつてはつきりしないので確かめておきたいのですが、私の耳に入る限りでは、どうもだんだん影が薄くなつて、厚生省がピンチに立つからとか、大蔵省との予算の關係がむずかしいからとかいふことで、出てくる結論がだんだん向こうに行つてしまふ。そんなけちなものを出されるところであつて困る。事は医療の問題なんです。皆さんだつて病氣をすれば医者にかかるんだから、それでしよう。だから、この辺のところはやはりはつきり筋が通つたものにして——これは筋が通らぬことだから、そうしていただいて、その上で國會で相談をする、予算當局に御検討いただく、厚生省にもそういう意味で御検討いただく、いろいろふに、私は人事院の持つてゐる力という意味で申し上げておきたいのですが、変てこりんな形になりはしないでしょうか。念を押しておきますが、どうですか。

○三浦説明員 ただいま看護婦の実態調査につきまして、慎重に人事院會議で検討しておる段階でございます。おっしゃるやうに、筋の通らぬことになるといふようなことはないといふふうに確信いたしております。

○大出委員 筋を通すといふやうでありますから、できましたら大蔵當局に検討していただきたいと思ひます。ありがたうございました。

○河本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

〔賛成者起立〕

○大出委員 三十分とさつき申し上げました時間になりますので、もう一点で終わります。これは看護婦さんの問題なんです。人事院に行政措置要求が出て久しくなるのが一つあります。たしか全医療の關係の方々だと思ひますが、人事院會議等で二、三回御議論になつてゐるやうに聞いております。それからもう一つ、医療費の九五%の値上げのときの理由づけの中で、これは社会労働委員會の議事録等にも載つておりますけれども、看護婦さんの勤務時間を四十八時間から四十四時間に切りかえたい、診療所の問題も入れざるを得ない、こういう結果になつたといふことが理由になつた。そうなつてまいりますと、今日正規の資格を持つてゐる看護婦さんが四十二万くらい。その中で稼働されてゐる方が十八万、看護婦といふ方が十万人くらいおられる。したがつて、看護婦さんといふ方は、民間に多いわけですから、人事院の關係とはちよつと離れませんが、これについて私が聞いた範囲では、このことについてきちつとしたものを人事院がお出しになると、厚生省がピンチに立つ、予算の面その他で大蔵省もそういうふうになる、こういうお話を聞いてゐるのだが、看護婦さんの定数基準等から見て、四ベツト一人といふのは、患者の数と看護婦さんの数を相對的に見て、患者の数を看護婦さんの数で割つてきたんだから、そうすると、めちゃくちゃな勤務状態で、夜勤が続いて、しかもろくな運動がもらえないで、しかも人がないから、三浦の國保病院じゃないが、若い看護婦さんが流産をするなんて騒ぎがあつて、調査に行つた、こ

ういうわけですから、この点は、びしつと人事院のほうでせつかく手がけてきたのなら、あとは大蔵省と厚生省が相談すればいいのだから、そういうことで結論ははつきりさせていたいただきたいと思つてゐるが、時間がありませんから簡単に申し上げたのですが、そこらのことについて、びしつとしたお答へをいただきたい、こう思ふわけであり

ます。○三浦説明員 全医療の看護婦の夜勤問題に關しましての行政措置要求につきましては、昨年来人事院といたしましてはこれを本格的に取り上げまして、大規模な調査をいたしまして、その結果に基づきましてただいま人事院會議で検討をしておりますので、ごく近い機会うちに判定が出る運びになるのではないかと、かように思つております。

○大出委員 いまの質問で終わります。いまの御答へによつてはつきりしないので確かめておきたいのですが、私の耳に入る限りでは、どうもだんだん影が薄くなつて、厚生省がピンチに立つからとか、大蔵省との予算の關係がむずかしいからとかいふことで、出てくる結論がだんだん向こうに行つてしまふ。そんなけちなものを出されるところであつて困る。事は医療の問題なんです。皆さんだつて病氣をすれば医者にかかるんだから、それでしよう。だから、この辺のところはやはりはつきり筋が通つたものにして——これは筋が通らぬことだから、そうしていただいて、その上で國會で相談をする、予算當局に御検討いただく、厚生省にもそういう意味で御検討いただく、いろいろふに、私は人事院の持つてゐる力という意味で申し上げておきたいのですが、変てこりんな形になりはしないでしょうか。念を押しておきますが、どうですか。

○三浦説明員 ただいま看護婦の実態調査につきまして、慎重に人事院會議で検討しておる段階でございます。おっしゃるやうに、筋の通らぬことになるといふようなことはないといふふうに確信いたしております。

○大出委員 筋を通すといふやうでありますから、できましたら大蔵當局に検討していただきたいと思ひます。ありがたうございました。

○河本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 ただいま委員長の手元に佐々木義武君、山内広君及び玉置一徳君より、本案に対する修正案が提出されております。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
大蔵省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条第一項の表の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。佐々木義武君。

○佐々木(義)委員 ただいま議題となつております大蔵省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明いたします。

案文はお手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、原案中「昭和四十年四月一日」となつております施行期日につきましては、すでにその日を経過しておりますので、これを「公布の日」に改め、定員に關する改正規定は、本年四月一日より適用しようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○河本委員長 これより原案及び修正案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立給員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立給員。よって、修正部分を除いては、原案の通り可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 次に、皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。田口誠治君。

○田口(誠)委員 午前中に引き続き質疑を申し上げたいと思います。午前中は長官がおいでになりましたが、長官に質疑のしかけでございましたが、長官より次長のほうが答弁も要領がいいと思ひますので、明解にひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

こういう時間になってからあえて御質問申し上げたいと思ひますのは、昨日の村山委員の質問に対して、天皇の国事行為並びに内閣の承認等の問題について、いろいろお聞きをいたしましたわけです。天皇の国事行為の問題については、憲法の三条、七条によって明確になっておりますし、これ以外のものは私事という考え方において、一つの例を述べられたわけですが、そこで私がただ一つ疑問になりますことは、三月の十六日に韓国の外務大臣が参りましたときに、天皇がお会いになったわけなんです、これはどれに該当する

ものかということをお聞きをしておかないと、將來まで外交が正常化されておかない国々の要人の来た場合に、天皇にお会いしたいという申し出のあったようなときの取り扱いにいろいろと困難な面もあると思ひますので、お聞きをしたいと思ひます。これは何に該当しておるのか。私事であるか、それとも憲法に許されておる国事行為の一つであるか、この点を承りたいと思ひます。

○瓜生政府委員 お尋ねの点は、国事行為でいう大使、公使の接待、その条文にはつきり当たりません。こういう場合は私事でもございませう。天皇の公的な行為の一つというふうに考えております。

○田口(誠)委員 国事行為の場合には、これは天皇には責任がなく、内閣が責任を負うということになっておられますが、天皇の私事の場合には天皇が責任を負うということに理屈上なるわけなんです、その点は間違ひございせんですか。

○瓜生政府委員 私事でありますればそうでありますが、いまの場合は公的なもの、公事と申していいかも知れませんが、公事というふうに言う学者の方でもございませう。天皇のなさる方は、国事行為は憲法ではつきりしております。それ以外には公事、公の行為、それから私事というのがあるわけございませう。これは昨日もちょっと申し上げましたが、そういう公の行為は、憲法ではそういう条文はないので、憲法には「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」と。国政に関する範囲においては、この国事行為以外にはないわけでありませう。しかし、国政に関する権能という概念に入らないものであつて、憲法七条の象徴という公のお資格でなされる行為というものは、公の行為、こういうふう

に存じております。しかし、象徴というお立場でなくて、私人としての行為はまた別にあります。たとえば生物学の研究をなさるとか、いろんな御親戚とおつき合いになるといふようなことは、これははつきりした私事でありませう。

○田口(誠)委員 ちょっとその辺をはつきりしたいと思ひますが、公事の場合は、これはもう天皇御自身の意思からそうした行為を行なわれるのか、それとも宮内庁の長官等に御相談をなさるのか、この点ひとつどうなつておるのか、お話し願ひたい。

○瓜生政府委員 公事につきましては、当然宮内庁長官に相談されます。それから先日の韓国の外務部長官が見えてお会いになる、ああいうことにつきましては、外務大臣のほうからも適當であるという御意見をやはり得ております。これはこの前インドネシアの大統領が昭和三十三年にお見えになったときも、外交正常化の前にやはりお会いになつておるわけでありませう。

○田口(誠)委員 憲法七条に言うところの外国の大使及び公使云々というこの項は、これは明確に大使、公使、それから全權大使もこれは含まれておると思ひます。もちろん王子だとか国王、こういうような方はこの中に含まらうと思ひますけれども、まだ外交が正常化されておらないところの要人が来られた場合に、公事としてお会いになるというところは、私は適當でないというふうに考えておるわけでありませう。その点をどういうふうに宮内庁としては判断をされたか。おそらく長官には御相談なさつたと思ひますので、お聞きをした

と思ひます。

○瓜生政府委員 これは韓国の外務部長官が、陛下に敬意を表したい、敬意を表したいと言われる場合に、その方に会われることは、これは差しつかえないのではないかと。以前にインドネシアの大統領の場合にもそういう例がありまして、正常化の前に、敬意を表したいというのでやはり会つておられます。韓国の場合、何か在京の代表部がおりますが、そういう方は、たとえば國連会合のときやなんかのときは呼ばれておられるわけでありませう。これはある程度交際関係がある、ほんとうの正常化までいっておられない、そういうような場合におきまして、先方が特にいまの場合のように敬意を表したいと言われる場合、それをお受けに

なるということは差しつかえないというふうな見解でお会いになつたわけでありませう。

○田口(誠)委員 私があえてお聞きをしておりますことは、ただいま答弁のございませうに、外務大臣にも御相談なさつたら、外務大臣はそれは適當であらうというオーケーを与えられたわけですが、そこで考えていただかなくちゃなりませう。これは、いま日韓会談の問題は、国会内においては与野党が相対立をして戦いが進められておる。国論も二分されておる。こういう中において、天皇がまだ外交正常化しておらないところの、しかも問題になつておる問題をかかえて来ておる大臣とお会いになるということは、これは天皇を政治的に利用するということに國民は解釈をするわけなんです。特に外務大臣と御相談をされて、外務大臣がオーケーを与えたということは、すなわち、いま行なわれておる日韓会談を有利に導こうとする党利党略の一つの行為であつて、私はこういうことはほんとうに慎まなければならぬと思ひますが、そういう政治的な面を配慮されて考えられたときに、適當であるか適當でないかということはおのずから出てくると思ひますが、これは私は問題であらうと思ひます。どうなんですか。

○瓜生政府委員 われわれも相談の際には加はりまして、その際にもおつしやるような懸念はないかということも十分考えましたのですけれども、しかし、以前にインドネシアの場合においても正常化の前にお会いになつておるので、その相手方は何かが敬意を表したいと言われるのですから、その敬意を受けたいというののも、やはりいま適當じゃないのじゃないか。何か特別のときにお話をされるわけじゃなくて、敬意を表されると言つたら敬意をお受けになるということは、差しつかえないんじゃないかというふうに考えたわけでありませう。

○田口(誠)委員 やわらかいことばでいへば、助言というのには助けるということであらうし、それから承認ということも天皇から申し出のあつた場合に同意を与えるということであらうと思ひます。

したがって、このことは憲法三条に内閣の責任として明確になつておるのですが、一閣務大臣の言によつてこうした行為をさせるということは、私は認めるわけにはいかないと思ふのです。一閣務大臣が助言と承認を与えるということはあり得ないと思ふのですが、長官、その点は私の申し上げておることは間違つておらないと思ふが、どうですか。

○日井政府委員 公的な行為であるか私的な行為であるかというところは、これは宮内庁において判断をせられるわけでありすが、しかし、その判断につきましても責任は、もちろん私のほうで監督の責任上当然負うわけでございします。いまのようなお話の場合にも、立場によつていろいろの御解釈がないとは言えないかもしれせんけれども、しかし、いま次長がお話のように、敬意を表したいということについては、それをすなおに受けられるということについては、公事としても政治にかかわるわけではございませんから、その程度のことであれば一向差しつかえない、こゝ私どもは考へております。

○田口(誠)委員 天皇がお会いになりたいということなら、これは内閣に対して申し出をするということなんです。承認を与えるということは、そういうことなんです。天皇からの申し出に対して同意を与えるということは、これは承認を与えるということなんです。そうすれば、天皇がお会いになりたいという気持ちなれば、これは当然、一閣務大臣の意見を聞くのでなしに、内閣に意見を聞かなければならぬ。内閣の同意を求めなければ、憲法上つきりした行為でないと思ふべきではないですが、そういう点の取り扱いが非常にずさんであると思ふのです。これは与野党を問わず、この問題を考へてみますと、疑問はあります。疑問が将来の問題として残ろうと思ふのです。明確にしたいのであつて質問をしておるわけなんです。疑問はないと思はれるのですか。それでも天皇がお会いしたいというお気持ちであつたら、承認を得たいというなら、なぜ内閣に

対して申し出をされなかつたのか。この点をお聞きしたいのです。

○瓜生政府委員 そういふようなお客にお会いになりますのは、国事行為ではございせん。国事行為であります。内閣の助言と承認をもつてなされるわけですから、この行為は国事行為ではございせん。ほんとうの大使とか公使の信任状を受けられるという場合は、これは内閣のほうの助言と承認があつてやつておるわけでございします。要するにお客さんであります。お客さんに会われる場合の公的な場合、これは皇室事務に關する国家事務を扱つております宮内庁のほうで判断をしていただいているわけでありすが、なおそういう場合に申し出てきます場合には、外務省の儀典長室を通じて言つてまいります。そういうことがありましたので、外務大臣の意見も聞いたわけでありします。これは憲法第七条の助言と承認を要するといふ中に入らない。しかし、そういう行為でない公的な行為があるかないかという問題について一部議論がありますけれども、政府の見解、それから學者の大部分の方の見解は、こゝいう公的な行為があり得るといふ解釈に現在なつております。

○田口(誠)委員 明確に答弁をされましたが、私は、憲法に示されておる国事行為以外のものは、これは私事であるといふ解釈なんです。その中に中間のものがあるといふことはあり得ないと思ふ。どうですか。そういうこと考へてみますれば、こゝうした問題のときは、当然一閣務大臣の承認を得るか、一閣務大臣の意見を聞くといふようなことがあつてはならないと思ひますし、特に外務大臣の意見を聞くといふことになりまして、これは日韓会谈の問題について、外務部長官が日本へ来て天皇と會つた、こゝういふことになると、日本の國民のこの日韓会谈といふものに対する認識といふものを有利に導こうとする外務大臣の一行であつて、全く党利党略に天皇を使つていくといふように、私どもは判断をするわけなんです。そういうことになりまして、戦争中に天皇をだしに

していろいろと日本の軍事政策が進められた、こゝういふ経過から考へてみますと、私どもはこれは問題であらうと思ふわけなんです、こゝういふ点からお聞きをしておるのですが、公事といふものは、これは學者の意見も大かたと言はれるけれども、私はこゝに十數名の學者の合同討論の内容の解明をしたものを持つておりますけれども、こゝういふものはありせん。あなたは大方の學者が云々と云はれるが、たとえばどの學者がこゝういふ見解を言つたのか、明確にしてもらはなくてはならない。

○村山(喜)委員 関連。ただいま次長の答弁の中で、この重大な問題に關する御答弁がございしましたので、この点だけはただしておかなくてはならぬ。こゝういふのは、天皇の地位、権能に關する問題でありますから、この問題を憲法上ゆるがせにするような回答の内容をそのままにしておくことは、きつめて問題があらうかと思ふ。天皇が刑事訴訟法上の訴追行為から免れるといふ特殊な地位にあられるといふことは、これは天皇が国事行為としての公的な行為について、みずからの発意権といふものが、こゝういふことにおいてこの条項といふものはあるんだ。しかも、その責任はあつて内閣の責任と承認のもとに行なう。国政の中に天皇を巻き込まないといふ原則を明確にしたのが現在の憲法、こゝういふ立場からあなた方が輔弼の任に当たるといふ立場を任務としてお持ちになつておるわけだが、こゝういふような天皇の発意にとりにならなければ、今後においてこの問題については重大な疑義が残りますので、これについて見解を総務長官でもよろしくございしますので、明確にお答えを願つておきたい。

それと、先ほど次長がお答へになつた中において、この権限については、お客さんの扱いであつて、宮内庁だけで処理をするといふたてまえになつておるこゝういふことをおしやるのだけれども、いゝゆるわれわれは憲法上十二項の国事行為以外には、天皇の公的な国事行為といふものはないと考へている。しかしながら、それ以上に、いゝゆる

る国事行為ではないけれども、公的な行為といふものがあり得る。それはいままでの政府の答弁の中に出ておる。しかし、それには明らかに二つの条件が明確についている。第一は、国政権能にわたらないものであるといふことが一つ、第二は、その公的な行為といふものは、内閣の指導と承認のもとにおいて、内閣の責任と承認のもとに行なうといふことが一つ、これ以上のものはありせん。だから、あなた方がおやりになつたことは、当然内閣のこゝういふ責任と承認のもとにやつたんだ、こゝうおしやるれば私は承いたしませんが、それが宮内庁だけでおやりになつたんだといふやうな、こゝういふ発言の内容といふやうに聞き取りましたので、この点については明快にお答へを願つておきたいのであります。

○瓜生政府委員 私の申し上げたことが何かますます、違つてお聞きいただいたやうで、その点はすまぬと思ひますが、この内閣の助言と承認を要するといふのは、国事行為といふこの範圍のものである。この公的な行為につきましても、内閣の助言と承認といふその条件がついていない。しかしながら、いま先生もおしやるやうに、そのことについても、これは内閣の指導のもとに、責任のもとに行なわれるものであります。宮内庁の管理は、総理大臣が管理しておられるのであります。そのことは申し上げなくてもよろしいのですが、要するに宮内庁がやつておることは、内閣の下部の機関としてやつておるこゝういふこととございします。実は先ほど田口先生に、外務大臣のほうの意見も聞いたと言ひましたのは、これはいま宮内庁だけでなく、内閣のメンバーとして、これはさつぱらに言ひますと、他のさらに外務大臣は内閣の上のほうの意見も聞いておられるかもしれせん。それでこゝういふやうに計らつたわけでありまして、やはり内閣の責任下において宮内庁がこゝういふことを扱つておるこゝういふこととございします。

○河本委員長 田口君に申し上げます。約束の時間が参りましたので、結論をお急ぎ願ひます。

○田口(議員) そこでどういふように分けてよく考えていただきたいと思いますが、外務大臣にお聞きになったことは、これは國務大臣にお聞きになったことなんでしょう。國務大臣には、これはこの國事行為に対する助言、承認のこころい権限はないわけなんですね。これは内閣だけなんです。だから、内閣を構成しておる一國務大臣だから、その國務大臣の意見を聞けば、これは内閣に了解を得たんだという、こころい権限をさされると、これは大きな誤りを起こすことになりますので、その点を私は忠告申し上げておるわけなんです。この点がおそらく、この問題だけは静かに考えていただければ、これは与野党の議員を問わず、ちよっとおかしいな、こころい感じをお持ちになると思うのです。こころいことを宮内庁の責任においてされたということは、私は将来あつてはいけませんし、そして將來の問題についてこのことを問題にしておるわけなんです。たとえて言うならば、中國から來て、中國の要人が天皇に敬意を表したいといつて申し込まればお会いになるかどうかということになると、さてこれはあなたの方のほうでは問題があろうと思ふのです。そつういふような實際に國交の回復してないところの要人とお会いになる場合には、これは慎重に考えて、この事前取り扱いということについては慎重を期さなければならぬと思ふのです。だから、現在のところでは當然内閣の責任においてなされるべきことが、内閣の責任でなしに、一宮内庁の責任においてこころい行為をお認めになったんだから、このことは自己反省をしていただかなければならぬと思ふのです。できたことについてやり直しをやれといつたとして、これはやり直しのできるものではございませんので、これを動機に自己批判をしていただかなければならぬと思ふ。あくまでもこれが正しいのだという、こころい見解だったら、私はまだまだ質問の中でこの点を追及して回答を求めたいと思ふのですが、ひとつ慎重に最後の御答弁をいただきたい。

○白井政府委員 いまいろいろ御質問の問題は、

要するにまだ國交の回復してない國ではございませうけれども、やはり國際親善をはかるという意図において、そこで敬意を表されるというお申し出をすなおに受け入れられたわけでございます。まして、しかし、いまお説のような御解釈の方もおりまして、今後ひとつこの種の問題につきましては慎重の上にも慎重を一期するようになさるべきで、宮内庁のほうにはたびたび申し上げておりますように、公事であるか私事であるかというその御解釈は、そのつど從來のいろいろ伝統とか歴史でよくおわりの宮内庁のほうにおまかせしてございませうので、そつういふこといろいろ誤解のないように一そつ私のほうでも、監督をいたしまして、慎重の上にも慎重を期してまいりたいと思ひます。

○田口(議員) 質問を終わります。

○河本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○河本委員長 ただいま委員長の手元に佐々木義武君、山内広君及び玉置一徳君より、本案に対する修正案が提出されました。

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案
皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。佐々木義武君。

○佐々木(議員) ただいま議題となりました皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明いたします。

案文はお手元に配付いたしましたので、朗読は

省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、原案では「昭和四十年四月一日」となっております施行期日につきましては、すでにその期日を経過しておりますので、これを「公布の日」に改め、改正規定を年度当初にさかのぼって適用しようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○河本委員長 これより原案及び修正案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いては、原案の通り可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 次会は、明二十三日、金曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

昭和四十年四月三十日印刷

昭和四十年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局